

筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業
第1回 入札説明書等に関する質問回答書

令和2年10月6日

国立大学法人 筑波大学

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1	1	入札説明書等						入札説明書等の記載において、重要な箇所が後日公表とのことですので、追加の質問機会を検討いただけませんか。	ご意見として承ります。
2	43	入札説明書等						入札提案書類の様式集はいつ頃公表される予定でしょうか。	令和2年9月28日付で「提案書作成要領（追加・修正）」を公表しております。
3	1	入札説明書	4	6	(7)	1)		第2回質疑回答の公表が1月5日になっていますが、公表から1か月で入札提案書類の提出であるため、回答に対してきちんと提案内容の検討、修正が困難な可能性が考えられます。スケジュールの前倒しは可能でしょうか？（質疑受付期間の短縮も含め）	ご意見として承ります。
4	1	入札説明書	4	6	(7)	2)		入札説明書20頁において「落札者決定後7日以内に基本協定を締結しなければならない」旨の記載がございますので、落札者決定の予定時期は令和3年4月下旬。基本協定締結の予定時期は同年5月上旬との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりですが、手続きによりスケジュールが早まる可能性もございます。
5	2	入札説明書	4	6	(7)	2)		事業契約締結の予定時期は、令和3年6月の「上旬／中旬／下旬」のいつ頃を予定されていらっしゃるでしょうか。早期に関係機関との協議を開始予定のための確認です。	(質問No.4参照)
6	1	入札説明書	5	6	(7)	2)		※1において、入札参加者の提案により施設整備期間が短縮された場合、維持管理業務等の終了時期も早まると考えてよろしいでしょうか。	陽子線治療装置の引渡しも含め、施設整備期間が短縮された場合には、ご理解のとおりです。
7	2	入札説明書	5	6	(7)	2)		維持管理業務等の期間は、開始後から20年間となっておりますが、本スケジュール表によると維持管理業務の開始日は令和7年5月1日となっております。この場合、維持管理業務等の終了は令和27年4月30日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載内容に誤りがありますので、当該記載を修正します。
8	2	入札説明書	5	6	(7)	2)		施設の引き渡しは一括を想定されていますが、治療開始を早めるために分割引き渡しも提案可能と理解しております。その場合、維持管理業務の20年間の開始はどこと考えればよろしいでしょうか。最初の引き渡し（建物のみ或いは1室目の治療室）か、全引渡し完了時かを確認させてください。基本協定書（案）p.1第1条(1)にも同様の記載があります。	新陽子線棟〔仮称〕、陽子線治療装置等を分割で引き渡すことも提案可能ですが、維持管理業務等の開始は1台目の陽子線治療装置等の引渡しからになります。なお、施設維持管理・運営期間の費用の積算条件については、後日お示しします。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
9	1	入札説明書	5	6	(7)	2)		事業終了は令和27年10月30日、維持管理業務等開始後から20年間経過後とありますが、維持管理業務等開始は令和7年5月1日であるため、事業終了は令和27年4月30日という理解で宜しいでしょうか。 また、事業契約書（案）等で装置と建物の引渡し異なる提案が可能となっているため、かかる提案を行う場合、建物の引渡しから20年間が維持管理期間であり事業期間であるという理解で宜しいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。（質問No.7参照） 後段については、ご質問にある提案の場合、先行される建物引渡しの時点が起点ではなく、陽子線治療装置等の引渡しから20年間が維持管理業務等期間となります。 入札金額の積算方法については、後日条件をお示します。
10	2	入札説明書	5	6	(7)	2)		※1に「大学側のコミッションングにより時期が変動する可能性がある」とありますが、事業契約の定めのとおり、大学の責めに帰すべき事由による遅延については、その遅延により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	大学の責めに帰すべき事由により、業者側に損害が発生するとは想定しておりませんが、ご理解のとおりです。
11	1	入札説明書 要求水準書	5 3	6 1	(7) (6)	2) 5)		新陽子線棟の施設維持管理・運営業務の期間は、建物及び陽子線治療装置等の一括引渡し日から開始されるため、正しくは貴大学のコミッションング期間を含み、20年5ヶ月との理解で宜しいでしょうか。	(質問No.7及びNo.9参照)
12	3	入札説明書	5	7				事業費参考価格算出根拠を教示頂きたくよろしくお願い申し上げます。	事業費参考価格の算出根拠は、予定価格を類推させる恐れがあるため公表いたしません。
13	1	入札説明書	5	7				今回公表の事業費参考価格の算定根拠はどのようなものでしょうか？	(質問No.12参照)
14	2	入札説明書	5	7				予定価格の事前公表予定はあるのでしょうか？公表される場合はその時期はどのようにお考えでしょうか？	予定価格は公表いたしません。
15	4	入札説明書	5	7				事業費参考価格133億円の記載がございますが、おおよその金額振分想定（建設費・運用費用等）をご提示いただけ無いですでしょうか。	(質問No.12参照)
16	3	入札説明書	5	8	(1)	1)		代表企業または構成企業が他の応募者を構成すること、または協力企業となることは不可と理解しますが、他の応募者に対して特定の機器やサービスを供給することは可能なのでしょうか？	可能です。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
17	3	入札説明書	5	8	(1)	1)		特別目的会社は設立はできる規定なので、任意となっておりますが、特別目的会社を設立しない場合の構成企業と協力企業との区分けはどのように考えたら宜しいでしょうか。	入札手続き上は「構成企業等」として入札説明書8-(1)-1)イの(ア)から(エ)に示した業務を実施する法人は、代表企業とともに応募者として入札手続きを進めて頂く必要があります。 (関連質問No.19参照)
18	2	入札説明書 事業契約書 (案)	6 43	8 別紙1	(1) 15	イ	ア)	入札説明書では、施設整備構成企業について「設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の者」と記載がございますが、事業契約書(案)別紙1No15にて「既存陽子線棟の改修業務」の定義があるため、当然に当該業務も施設整備構成企業が担う業務に含まれると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	2	入札説明書	6	8	(1)	1)	イ	記載されている業務(設計・建設・工事監理・治療装置調達・治療装置運転保守管理・管理調整サポート)を担う企業は構成企業になる必要があるとのことでしょうか?協力企業としての参加は認められないのでしょうか?	入札説明書と基本協定書(案)等との間で用語定義の不整合がありますので、入札説明書8-(1)-1)イの「構成企業」は「構成企業等」に変更し、「構成企業、協力企業」ともに含む定義に変更します。併せて、基本協定書(案)の用語にも「構成企業等」を追加し、「本事業に関しSPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者」と追記します。 上記前提のもと、SPCへ出資を行わない「協力企業」でも結構です。
20	3	入札説明書	6	8	(1)	1)	イ	施設維持管理業務のみを担う企業は構成企業にはなれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	4	入札説明書	6	8	(1)	1)	イ (ア)	設計業務、建設業務、工事監理業務を1構成企業で兼務することは可能であるとの理解してよろしいでしょうか。	ご質問にある業務を同一の法人が実施することは入札説明書に示す参加資格要件を満たしていれば可能です。 (質問No.19参照)
22	3	入札説明書	6	8	(1)	1)	イ	基本協定書(案)における構成企業の定義は、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者であって、代表企業以外のSPCに出資する者とありますが、どちらが正でしょうか。例えば、設計業務を行う企業がSPCに出資しない場合は、どのような扱いとなるのでしょうか。	(質問No.19参照)
23	4	入札説明書	6	8	(1)	1)	イ	新陽子線棟の施設維持管理業務を行う企業は、構成企業に含まれないのでしょうか。	施設維持管理業務を行う法人は構成企業等には含まれません。(質問No.19参照)

連番	No	資料名	該当箇所					質問		回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
24	5	入札説明書	7	8	(1)	3)			新陽子線棟の施設維持管理業務を行う企業に対して、参加資格要件はないということでしょうか。	応募者と施設維持管理業務を行う協力企業との委託又は請負契約時点において、入札説明書入札説明書8-(1)-2)に示す基本的参加資格要件を満たしている必要があります。
25	4	入札説明書	8	8	(1)	3)	イ		(ア) 設計業務にあたる者の要件cについては、配置する技術者個人の実績ではなく、設計事務所または会社として設計実績を有していれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	5	入札説明書	8	8	(1)	3)	イ		(ウ) 工事監理業務にあたる者の要件cについては、配置する技術者個人の実績ではなく、設計事務所または会社として工事監理実績を有していれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	1	入札説明書	10	8	(1)	3)	ア	オ	代表企業及び管理調整サポート企業は、全省庁統一資格ですが、営業品目が、物品販売（医療機器等）、役務の提供等（賃貸借）なのですが、資格要件は満たしておりますでしょうか？	全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている必要があります。「役務の提供等」の営業品目の指定はありません。
28	6	入札説明書	10	8	(2)				協力企業とは、原則として新陽子線棟の施設維持管理業務を担う企業しか認められないとのことでしょうか。 また、新陽子線棟の施設維持管理業務のみを担う企業は協力企業にしかねないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.19参照)
29	5	入札説明書	10	8	(2)	ア			資金調達業務は協力企業との位置づけとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書8-(1)-1)イの(ア)から(エ)以外の業務を行う協力企業、入札説明書8-(1)-1)イの「(エ)管理調整サポート構成企業等」のいずれでも差し支えありません。
30	4	入札説明書	10	8	(2)	ア			協力企業が複数の応募者の協力企業を兼ねることは可能ということでしょうか？	入札説明書8-(1)-1)イの(ア)から(エ)以外の業務を行う協力企業であれば、ご理解のとおりです。
31	5	入札説明書	10	8	(2)	ア			本業務を遂行するための特定の機器やサービスを供給する会社が協力企業となることは必須でないと考えてよろしいでしょうか？	ご質問にある業務を行う会社は、当該規定の協力企業には該当しません。 なお、事業契約書（案）に記載する「その他第三者」に該当します。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
32	6	入札説明書	10	8	(2)	7		基本協定書（案）における協力企業の定義は、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者のうち、SPCに出資しない者とありますが、どちらが正でしょうか。例えば、設計業務を行う企業がSPCに出資しない場合は、どのような扱いとなるのでしょうか。	設計業務を行う法人についても、SPCへの出資の有無にかかわらず、応募者を構成する法人として入札手続きを行う必要があります。（質問No.19参照）
33	7	入札説明書	10	8	(2)	7		協力企業についても、構成企業と同様にSPCから直接業務を受託又は請け負うことができると理解しておりますが、協力企業については、(1)3)の参加資格要件はないと理解してよろしいでしょうか。	(質問No.32及びNo.19参照)
34	6	入札説明書	11	8	(5)			本項は応募者に対する規定であり、協力企業はこの限りでないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問が、入札説明書8-(1)-1)イの(ア)から(エ)以外の業務を行う協力企業という前提で、ご理解のとおりです。
35	7	入札説明書	11	8	(5)			参加資格申請から入札までの期間で応募者を構成する企業の中で、代表企業であったものを構成企業とし、構成企業であったものを代表企業とする変更は可能でしょうか？ 事業計画検討段階において、代表企業と構成企業の立場を変えることによる効率性等も検討したいと考えます。	競争参加資格確認申請書の提出後の代表企業の変更は認められません。
36	2	入札説明書	11	8	(5)			資格参加資格要件を満たした上ですが、代表企業の場合は、いつ時点まで変更可能でしょうか？	競争参加資格確認申請書の提出時点までになります。
37	8	入札説明書	12	10	(1)			質疑の受付期間が1か月程度ありますが随時追加での質疑提出は認めていただけるとのことです。よろしいでしょうか。	入札説明書に記載の受付期間であれば、質問等を随時提出していただいても構いません。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
38	9	入札説明書	13	13				現場見学会については、既存陽子線棟以外の施設についてもインフラなどの整備状況（今回の整備で接続の必要があるもの）の確認等で様々な場所の確認が必要となりますが、現場見学会については既存陽子線棟に限らず見学が可能であり、必要十分な時間を取っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、1回の現場見学で時間が足りない場合には新たに追加で時間設定、日程設定していただけるのでしょうか。 効果的、効率的な計画及びリスクの極小化によるコスト削減等のために必要な行為と考えます。 ※但し、頒布資料の内容や質疑回答、事業者説明会の実施状況により不要になる可能性もあります。	参加表明書の提出以降に実施することとします。
39	4	入札説明書	13	15				競争参加資格申請書の提出の前に行う参加表明書の提出については、どのような意味がございませうか。 参加表明書を提出した代表企業のみが競争参加資格申請書を提出できるという理解で宜しいでしょうか。	参加表明書を提出した応募者と、応募者別説明会(対話)や入札説明書等に関する質問、意見・提案を実施することで、本事業で事業者に求めることの理解をより深めていただき、質の高い提案書作成に資すると期待しています。
40	5	入札説明書	14	17				競争参加資格申請書の提出時に示す応募者及び協力企業一覧は、参加表明書の提出時と内容が異なっても良いという理解で宜しいでしょうか。	原則として代表企業の変更は認められませんが、構成企業及び協力企業についてはご理解のとおりです。
41	8	入札説明書	16	20		7		入札書の提出に際し、内訳書の提出が求められておりますが、提案書作成要領11ページによると、様式は任意となっております。内訳書に掲載する項目について、指定項目等がございましたらご教示ください。	令和2年9月28日付で「提案書作成要領（追加・修正）」を公表しておりますのでご参照ください。
42	10	入札説明書	18	22				開札については、予定価格内の金額であることを確認するためであり、その後の提案書審査に係る方々への入札金額の公表は最終の総合評価時にしかされないとの理解でよろしいでしょうか。	提案書審査に係る方々が、本事業の提案審査委員会ということであれば、ご理解のとおりです。
43	3	入札説明書	18	22	(8)			再入札を行う場合に指定される日時は、開札日以外の日時が指定されるとの理解でよろしいでしょうか。	再度入札を行う場合は、改めて開札日時を指定します。
44	11	入札説明書	19	25	(2)	1) 2)		履行保証保険の契約について、事業者がSPCではなく単独企業である場合にはその企業が貴学を被保険者にした契約でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
45	12	入札説明書	20	26	(1)			プレゼンテーションは必ず実施するわけではないということでしょうか？その場合、プレゼンテーションを実施するかしないかの決定はいつ頃になるのでしょうか？プレゼンテーション資料の作成期間も必要であるため、早期に決定し応募者に通知していただくようお願いいたします。	令和2年7月31日に公表した「落札者決定基準」に記載のとおり、プレゼンテーション・ヒアリングを予定しておりますが、実施の有無については決定次第、公表いたします。
46	13	入札説明書	21	28				「特別目的会社を設立することができる」とありますが、設立しない場合には貴学と代表企業との間で事業契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書及び事業契約書の契約相手方については、落札者決定後、当該提案内容を踏まえて、大学と事業者において協議の上、最終的には大学が決定いたします。
47	14	入札説明書	21	28				SPCへの出資比率に関して、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となっておりますが、構成企業の比率が最大としても良いとしていただけませんか。	当該提案は認められません。
48	15	入札説明書	21	28				「SPCへの出資は、代表企業のほか、構成企業のみが行うことができる」とありますが、構成企業の出資は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.19参照)
49	9	入札説明書	21	28		イ		SPCへの出資は、・・・、構成企業のみが行うことができる、とありますが、これは構成企業はSPCへの出資をしなくてもよいということでしょうか。また、基本協定書(案)においては、構成企業はSPCに出資する者として定義されておりますが、どちらが正でしょうか。	(質問No.19参照)
50	7	入札説明書	21	31	(2)			契約金額は入札金額に100分の110を乗じた金額とのことですが、別紙には割賦手数料を除くとあり、矛盾していますので修正ください。	別紙では、入札金額+入札金額から割賦手数料を控除した額に、当該金額の100分の10に相当する額(消費税等相当額)を加算した金額をもって契約金額とするという規定しており、入札金額から割賦手数料を除くとは記載しておりません。
51	16	入札説明書	21	31	(4)			「新陽子線棟(仮称)等工事関連費」とはどのような費用を示しているのでしょうか？また、それは消費税込みの金額なのでしょうか？	前段については、事業契約書(案)別紙7に示す「新陽子線棟[仮称]工事関連費(割賦元本)」となります。後段については、消費税及び地方消費税は含みません。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
52	8	入札説明書	22	31	(5)			合理的理由がある場合は「事業契約の締結の遅延による、新陽子線棟の引渡日の遅延は認めない。」の例外を認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結時期が当初想定からずれる場合、そのことを踏まえて、引渡期限日もずらす形で変更した上で契約を締結するため、最終的に事業契約書に記載された引渡期限日から遅延は認められません。
53	17	入札説明書	22	31	(5)			「事業契約の締結の遅延による、新陽子線棟の引渡日の遅延は認めない。」とありますが、貴学の帰責による事業契約締結の遅延は発生しないとのことでよろしいでしょうか？もし、何等か（現時点では想定し得ないが）の貴学の帰責事由によって締結が遅延した場合には引渡しの遅延は認められるとのことでよろしいでしょうか。	(質問No.52参照)
54	1	入札説明書	23	36	(2)			サービス対価にあたり、国庫債務負担行為同様の国の財政上の措置は想定されていますでしょうか。想定されている場合、具体的な措置についてご教示願います。	本事業は、国立大学法人筑波大学財務規則の規定に基づき、法人会計債務負担行為を行います。
55	2	入札説明書	23	36	(2)			サービス対価の支払財源が病院収入による場合、本事業のサービス支払いの他の経費や債務における返済順位等の具体的な措置についてご教示願います。	(質問No.54参照)
56	3	入札説明書	23	36	(2)			サービス対価の支払財源が病院収入による場合、万が一病院会計からの捻出が困難な場合にて大学として一般会計および外部資金会計間の繰入により支払いを充当する措置を行う予定があるのでしょうか。また、そのような措置がある場合、そのような形で誓約することを想定しているのでしょうか。	(質問No.54参照)
57	18	入札説明書	24	37	(5)			財務書類の提出に関して、SPCを設立しない場合には契約当事者の企業の有価証券報告書等の提出によって代えられるとのことでよろしいでしょうか。	代表企業等の有価証券報告書ではなく、別途、本事業の収支関係書類を作成いただくことを想定しております。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
58	19	入札説明書	24	37	(6)			施設整備期間中、事業者への土地、建物等の無償貸与について貸付契約を締結することをお考えでしょうか。 締結を予定されている場合、契約書面案を事前に提示頂けないでしょうか。	施設整備期間中の土地について、財産の無償貸与の契約締結を予定しております。財産貸付契約書については、通常公表しておりませんが、後日公表させていただく予定です。
59	4	入札説明書	25	別紙	1	(2)		入札価格を算定する際の割賦手数料は、令和2年7月31日の午前10時発表のTSR-6か月LIBORベース10年物(円/円)とのことですが、入札参加者間による適用利率(入札価格算定)の公平性を確保するために、基準金利を指定値として貴学ホームページでの公表をお願いします。	本質問回答の公表と同日、入札説明書の付属資料を公表いたしました。
60	5	入札説明書	25	別紙	1	(2)		入札時における基準金利がマイナスとなった場合も、ゼロと読み替えるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	3	入札説明書	25	別紙	1	(2)		基準金利「東京スワップレート(TSR)・・・」とありますが、LIBORは2021年末に廃止予定です。金融機関からの長期安定資金の調達に弊害となる可能性がございます。変更を検討お願いできますでしょうか？	现阶段でLIBORに代わる指標を用いるか否かは確定しておりません。監督官庁とも協議しながら、可能な限り早い時期に方針を公表します。
62	34	入札説明書 様式	1	1	(1)			手続きに関する書類において、参加表明書とともに委任状に記載がございませんが、委任状の取扱いについてご教示ください。	参加表明書は応募者別説明会を実施するために提出していただく様式です。そのため、参加表明書提出時点で委任状は不要としています。 委任状については、競争参加資格確認申請書提出時にご提出ください。
63	42	入札説明書 様式	14 19	様式9 様式13			応募者及び協力 企業一覧	本様式はデータが2つ公表されておりますが、この2つのデータの違いや使い分けについてご教示ください。	令和2年7月31日に公表した「様式9 応募者及び協力企業一覧(excel)」及び「様式13 応募者及び協力企業一覧(excel)」は削除いたします。詳細は、令和2年10月6日公表の「入札説明書様式9(word)(修正版)」及び「入札説明書様式(1) 手続きに関する提出書類に関する注意事項(修正版)」をご参照ください

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
64	35	入札説明書 様式	14	様式9			応募者及び協力 企業一覧	参加表明書の添付資料として応募者及び協力企業一覧の様式が添付されておりますが、構成企業及び協力企業の定義については、入札説明書の記載内容とどちらが正しいのでしょうか。	質問No.19参照を参照ください。また、令和2年10月6日に札説明書様式9(word)（修正版）を公表しています。
65	36	入札説明書 様式	14	様式9			応募者及び協力 企業一覧	参加表明書の添付資料として応募者及び協力企業一覧の様式が添付されておりますが、協力企業については入札説明書10ページ(2)7. 協力企業の項目によると、入札提案書類の提出時に明らかにすることとなっており、参加表明時に明示する必要はないと解釈したのですが、どちらが正しいのでしょうか。	令和2年9月28日公表の提案書作成要領（追加・修正）の入札提案様式6をご参照ください。
66	37	入札説明書 様式	14	様式9			応募者及び協力 企業一覧	応募者及び協力企業一覧のうち構成企業の記入欄のついて、本事業における役割が、「設計業務、建設業務、工事監理業務、施設整備業務・・・」と続いておりますが、設計、建設、工事監理業務と施設整備業務の選択は、何を基準に使い分けたいのでしょうか。	施設整備業務を削除し、設計業務、建設業務、工事監理業務の3つに区分に変更します。令和2年10月6日公表の入札説明書様式9(word)（修正版）をご確認ください。
67	38	入札説明書 様式	14	様式9			応募者及び協力 企業一覧	応募者及び協力企業一覧のうち協力企業の記入欄のついて、本事業における役割に、「設計業務、建設業務、工事監理業務」が含まれておりませんが、これらの業務を担う協力企業については、どの役割を選択すればよろしいのでしょうか。	記載誤りです。令和2年10月6日公表の入札説明書様式9(word)（修正版）をご確認ください。
68	39	入札説明書 様式	17	様式12			競争参加資格確 認申請書添付書 類の提出届	競争参加資格確認申請書添付書類の提出届に記載されている様式番号が以降の様式番号と一致していないようですので、修正の上、再公表していただけますでしょうか。	(質問No.67参照)
69	40	入札説明書 様式	19	様式13			応募者及び協力 企業一覧	競争参加資格確認申請書の添付資料として応募者及び協力企業一覧の様式が添付されておりますが、協力企業については入札説明書10ページ(2)7. 協力企業の項目によると、入札提案書類の提出時に明らかにすることとなっており、競争参加資格確認申請時に明示する必要はないと解釈したのですが、どちらが正しいのでしょうか。	(質問No.65参照)
70	41	入札説明書 様式	20	様式14			委任状	委任状に記載する代表者名は、支店長等の役職者でもよろしいのでしょうか。	入札手続きを行う権限を有していれば可能です。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
71	6	入札説明書 様式		様式23			応募者の直近3期分の有価証券報告書の写し（企業単体及び連結決算）	競争参加資格確認申請者に対して、企業単体及び連結の「有価証券報告書の写し」の提出が求められていますが、それらの作成・提出義務者でない場合には、その旨を記した書面とともに、提出可能な範囲内での計算書類を提出することで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで結構ですが、可能な限り「税務申告書等」、税務署に提出した書類の該当箇所の写しを提出してください。
72	5	要求水準書 第1章	2	1	(6)	4)	ア (キ)	各種許認可手続き等の申請補助業務に関して、申請補助業務を期待される許認可手続きについて具体的に教えて頂けますでしょうか。	構造承認、放射線管理区域、電波法関連、消防法関連等を想定していますが、これに限りません。
73	9	要求水準書 第1章	3	1	(6)	5)		既存陽子線棟での治療は、新陽子線棟[仮称]での治療開始とともに終了するという理解でよろしいでしょうか。	基本的に新陽子線棟 [仮称] で治療が開始された後に、既存陽子線棟で治療を行うことは想定しておりませんが、工期短縮の提案を行う場合に新陽子線棟 [仮称] と既存陽子線棟を併用する想定であれば以下の3つの条件を満たせば併用を可とします。 ①引渡しから全事業期間に亘り、年間400人を治療可能なこと。（既存陽子線棟との併用を含む） ②工期短縮によって、契約電気容量及び運転・保守費の負担を増を抑制するための工夫が最大限なされていること ③患者・医療従事者の館内移動への配慮すること
74	10	要求水準書 第1章	3	1	(6)	5)		運転保守管理の開始はクリニカルコミッシング期間をふくまれておりますが、クリニカルコミッシング期間中は治療完遂率をどのように想定すればよろしいでしょうか。	運転・保守管理業務は、陽子線治療装置等の最初の引渡しから開始され、また稼働率の算出方法は提案に委ねることになりますが、稼働率の算出期間に大学側のコミッシング期間は含まれません。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
75	20	要求水準書 第1章	3	1	(6)	5)		病院によるコミッショニング期間について、「事業者によるコミッショニング結果により期間が短縮する」とありますが、貴学が短縮すると考えられる結果とはどのような状況を想定されていますか？	病院によるコミッショニング期間については最大値で設定しており、短縮を期待しています。 「事業者によるコミッショニング結果により期間が短縮する」については、大学によるコミッショニングに資するデータの提供等を想定しています。 なお、病院によるコミッショニング期間短縮については、操作性の高さ、システム連携の円滑さ、事業者による病院コミッショニングへの支援などにも期待しています。
76	21	要求水準書 第1章	3	1	(6)	5)		病院によるコミッショニング期間と既存改修期間が重なっておりますが、既存改修が完了するまでは治療は実施されないとの理解でよろしいでしょうか。もし、既存改修と並行して既存治療機器を利用した治療を実施する場合には診察室等が利用できない可能性も考えられますが、その場合には別場所での診察等をお考えでしょうか。	新陽子線棟[仮称]での治療開始時期は、入札参加者の提案及び大学側のコミッショニングにより変動するものと想定しております。また、既存棟改修は、診察室1室は利用可能な状態として確保したうえで実施してください。
77	10	要求水準書 第1章	3	1	(6)	5)	④	既存陽子線棟の改修の始期は、入札説明書によると新陽子線棟での治療開始からとなっておりますが、本スケジュールにおいては新陽子線棟及び陽子線治療装置等の一括引渡し直後に行うと読み取れますが、どちらが正でしょうか。	入札説明書の規定が正ですが、既存陽子線棟の改修の時期はご提案に委ねます。
78	6	要求水準書 第1章	3	1	(7)			事業者負担及び責任にて取得すべき許認可についてリストにて示していただけないでしょうか？	本事業実施の関係法令に基づく必要な許認可を列記してお示しすることは予定しておりません。事業者側にて事業実施に支障が無いように、適宜ご確認・ご判断ください。
79	11	要求水準書 第1章	4	2	(1)	2)	ア	QC日は診療日扱いとなりますでしょうか。QC日が診療日扱いとなる場合、治療完遂率はどのように計算すればよろしいでしょうか。	稼働率の算出方法は事業者提案になります。令和2年9月28日付で「提案書作成要領(追加・修正)」を公表していますのでご参照ください。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
80	7	要求水準書 第1章	4	2	(1)	2)	ア	本項記載内容に従うと年末年始は6連休となりますが、実際には分割照射の途中休止日数の制限もあり、4連休程度が最大かと思案しますが、その考えでよろしいでしょうか？または、既存陽子線施設の年末年始診療パターンをご教示願えませんでしょうか？	ご理解のとおりです。 年末年始診療パターンについては、提示の予定はありません。
81	8	要求水準書 第1章	4	2	(1)	2)	ア	陽子線治療システムの定期点検を一部の平日に行うケースも考えられますが、年間診療日数は事業者の提案に委ねられ、入札評価事項になると考えてよろしいでしょうか？	総則に示した稼働を可能な限り実現することを求めます。稼働を止めたメンテナンスの日数については提案に委ねるが、メンテナンスによる稼働日については評価対象となります。
82	12	要求水準書 第1章	4	2	(1)	2)	ウ	年間治療患者数は新棟で初年度より400名治療することを想定されているのでしょうか。あるいはランプアップ計画を想定されているのであれば、計画をご教示頂きたいとよろしくお願い申し上げます。	初年度から400名に対応できる体制の提案を求めます。
83	13	要求水準書 第1章	5	2	(2)	3)		既存陽子線棟と新陽子線棟[仮称]の間を行き交う、1日あたりの患者・職員の移動人数は、それぞれの程度と想定すればよろしいでしょうか。	最大100人程度を想定しています。
84	14	要求水準書 第1章	5	2	(1)	4)		治療完遂率は4章で調達する診療時間内の陽子線治療装置での治療患者数実績/予定患者数で定義することによろしいでしょうか。 また、4章では陽子線治療計画装置以外に陽子線がん治療計画システム、陽子線がん治療情報管理システム、QAシステム、固定具を調達することになっておりますが、これらの機器類は治療完遂率のカウントに含まれと理解してよろしいでしょうか。	稼働率（治療完遂率）については質問No.79をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
85	9	要求水準書 第1章	5	2	(1)	4)		運転技術者のシフトを検討するため、以下事項をご教示願えませんでしょうか？ 1)点検、動作確認、標準測定の想定開始時刻 2)品質管理のための測定の想定終了時刻	1) 現状は8時です。 2) 測定時間は、実績で1～2時間程度です。
86	10	要求水準書 第1章	5	2	(1)	4)		土日祝日に病院側作業（陽子線装置の起動・停止を要する作業）が行われる場合は今回事業範囲外（別途精算対象）と考えてよろしいでしょうか？	大学側事由による場合のみ事業範囲外とします。

連番	No	資料名	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
87	15	要求水準書 第1章	6	2	(3)				「事業者は、事業期間終了時において、本施設を継続して使用できるように、通常摩耗や経年劣化を除き、要求水準書に示す状態を保持しなければならない。」とありますが、将来的な大規模更新などで機能が付加された場合等、要求水準書からの乖離があった場合の対応についてご教示ください。	そのような事象が発生した場合、大学、事業者で協議の上、対応等を決定します。
88	22	要求水準書 第1章	11	3	(2)	2)	カ	d	セルフモニタリング結果の貴学への報告頻度について、随時というのは事業者により報告頻度を定めてよいという理解でよろしいでしょうか。	後日公表する、入札説明書 別添資料5事業契約書（案）別紙8「モニタリング基本計画（案）」でお示しします。
89	16	要求水準書 第1章	12	3	(3)				新陽子線棟[仮称]陽子線治療装置にかかる電気料金は事業者負担とのことですが、電気料金を計算する上で必要な条件（貴学における電気料金の契約条件、等）を提示していただけますでしょうか。	後日、公表します。
90	17	要求水準書 第1章	12	3	(3)				新陽子線棟[仮称]陽子線治療装置にかかる電気料金とは、P39の2(2)1)アで定義された範囲の電気料金と理解してよろしいでしょうか。	後日、公表します。
91	12	要求水準書 第1章	12	3	(3)				水道光熱費：新陽子線棟[仮称]陽子線治療装置にかかる電気料金とは、その名の通りに「装置」を動かすための電気料金として、建屋設備側（空調など）に生じる電気料金は含まないことと理解してよろしいでしょうか？	（質問No.90参照）
92	13	要求水準書 第1章	12	3	(3)				陽子線治療システムの調整作業中の電気量の負担者は大学または事業者のいずれでしょうか？また、上記の電気量には建屋設備分も含むものと考えてよろしいでしょうか？	新陽子線棟[仮称]及び本事業で調達する陽子線治療装置等の一括引渡し日までの光熱水費は、事業者の負担になります。
93	4	要求水準書 第1章	12	3	(3)				使用時間、使用日数、使用方法に応じ、変更が生じる為、水道光熱費の費用負担区分を事業者から大学に変更を検討をお願いできますでしょうか？事業者負担だと不確定要素をコスト増でカバーせざる得ないかと思料します。	ご意見として承ります。

連番	No	資料名	該 当 箇 所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
94	14	要求水準書 第1章	12	3	(3)				「行政手数料」に関して、今回納入の新施設は貴学の所有物となるため、行政手数料は事業者負担としても、その責任は貴学にあると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおり費用負担は事業者を想定しておりますが、陽子線治療装置の設置責任（許可申請に伴う行政手続き）は大学側で行います。
95	11	要求水準書 第1章	12	3	(3)				医療用消耗品（患者固定用マスクなどの使い捨て固定具、注射針、等）は大学所掌と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
96	23	要求水準書 第1章	12	3	(3)				費用負担区分について、什器備品の区分が記載されていませんが、陽子線治療装置に関わらない什器備品（机、椅子、棚、ベンチなど）は大学様工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	56	要求水準書 第1章	12	3	(3)				費用負担区分について、窓に設置するカーテン、カーテンレール、診察室などに設ける医療用カーテン、カーテンレールについて、事業者負担にて設置、維持管理すると考えてよろしいでしょうか。	カーテンレールまでは事業負担になります。カーテンの調達及び洗濯は大学（既存SPC）が実施いたします。
98	4	要求水準書 第2章、第3章							「新陽子線棟 [仮称] の整備業務」「既存陽子線棟の改修業務」共に、事業者による什器・備品の整備は不要との理解で宜しいでしょうか。	(質問No.96参照)
99	25	要求水準書 第2章、第3章							仮設電気、仮設給水について、施設内から分岐が可能でしょうか。可能であれば、分岐場所をご教示ください。	工事用電力は、現場が道路から近いので構外から引き込んでください。 給水については分岐可能です。メーターを設置の上、使用料は事業者負担となります。 給水の引き込み位置については頒布資料（頒布資料3-2 市水系統図）でご確認ください。
100	24	要求水準書 第2章	13	1	(1)	2)			事業者が遵守する法令、規則、条例または取得が求められる許認可について、具体的に指定があれば教えていただけますでしょうか。	計画内容により対象法令・条例等が変わる場合もあるため、事業者で適切に判断し、法令を遵守した計画をご確認ください。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
101	11	要求水準書 第2章	13	1	(2)	1)			道路付替え提案可能エリアでの樹木伐採、復旧について特段配慮することはありますか。	研究学園都市計画地区計画の決定（つくば市決定）や都市計画研究教育施設第五地区地区計画に示された緑化率を遵守して頂く必要がありますが、それ以外は特段配慮は不要です。
102	12	要求水準書 第2章	13	1	(2)	1)			北側駐車場西側の道路付替えについて、実験排水処理施設への車両通路を確保すれば工事期間中の通行止めの提案は可能でしょうか。	極力通行止めが生じない提案についてご検討ください。
103	25	要求水準書 第2章	14	1	(2)	3)			つくば市消防本部は本提案検討段階に応募者が協議確認を行うことは承知されているのでしょうか？ 承知されていない場合には事業者として選定されていない状況では消防本部もきちんとした協議には応じないと考えられ、提案段階では明確に対応策を決められない可能性があります。 つくば市消防本部が提案段階で協議等に応じない、明確な回答を得られない等の場合には、事業者選定後に想定していない、提案できない対策を指示された場合に発生する増加費用等は貴学の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご質問がどのようなことを想定しているか分かりませんが、要求水準書や入札提案書に含まれていない事項に関しては、大学が費用を負担します。
104	18	要求水準書 第2章	15	1	(3)				新陽子線棟[仮称]でのRI排水について、計画時の留意点に「処理後実験排水に放流」とありますが、 現行法に基づき貯留槽・希釈槽は設置不要との理解でよろしいでしょうか。	新陽子線棟[仮称]でRI排水の発生がなければ、槽の設置は不要と考えておりますが、法令に適合した計画としてください。
105	26	要求水準書 第2章	15	1	(3)				ご提示いただいている各インフラの整備状況について、現地見学会での確認をさせていただけるとのことでよろしいでしょうか。また、現地見学会で設定された時間で確認できなかったものについては改めて確認できる機会をもうけていただけるとのことでよろしいでしょうか。 見学会を効率的に行うためにも、各機器のメーカー等は公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については質問No.38をご参照してください。 中段についてはご意見として承ります。 後段の既存設備のメーカー等については、後日頒布する予定になります。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
106	1	要求水準書 第2章	15	1	(3)			要求水準書55頁6章1.(3)に放射線管理は大学の実施主体となっておりますが、RI排水の放射線の濃度を事業者で測る必要はございますでしょうか。	RI施設の維持管理の実施主体は大学（既存SPC）となります。
107	19	要求水準書 第2章	16	1	(3)			電話（PHSを含む）、拡声放送設備については、「必要に応じて改修整備」とのことですが、改修整備の場合には、新陽子線棟[仮称]の範囲のみが可能なのでしょうか。また、改修整備の必要と判断された場合には、それぞれの設備全体が改修範囲ではないことを確認させてください。	電話、拡声放送設備は、既存陽子線棟に設備本体があるため、新陽子線棟 [仮称] 内の設備の増設工事が本事業の対象となります。
108	20	要求水準書 第2章	16	1	(3)			情報システム設備については、「陽子線治療棟関係は今回新たに病院システムに整備」とありますが、今回新たに整備する情報システムは、附属病院けやき棟2階電算機室に整備する前提で検討すべきでしょうか。	情報システム設備は、原則新陽子線棟 [仮称] に設置してください。なお、必要に応じて免震サーバーラック等を使用すること。
109	21	要求水準書 第2章	16	1	(3)			自動火災報知設備については、「既設棟に設置してある設備が老朽化しているため、増設回収不可」「既設棟を含めて整備」とあります。また、「第3章 既存陽子線棟の改修業務」には、既設棟の診察室が改修範囲を工事対象に含まれております。この際、既設棟の診察室以外は改修範囲から外れることとなりますが、この理解で正しいでしょうか。	既存自動火災報知設備は既存陽子線棟に設置されており、新陽子線[仮称]増築に伴い受信機本体設備を更新してください。また、「既存棟の診察室改修に伴う工事」による改修は本事業の中で実施してください。
110	15	要求水準書 第2章	16	1	(5)			関係機関のうち、原子力規制庁（RI規制法）、地方厚生局（医療法）との協議責任は大学または事業者のいずれとなりますでしょうか？	ご質問のRI規制法及び医療法に限らず、事業者が行う関係機関等との協議については、事業者の責任において実施してください。

連番	No	資料名	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
111	22	要求水準書 第2章	16	1	(7)				「陽子線治療装置等の一括引渡までの光熱水費は、事業者の負担」とのことですが、電気料金・水道料金を積算する上で必要な契約条件・契約単価等の情報をご教示いただけますでしょうか。	工事用電力については、構外から引き込んでください。 水道料については、大学の財産貸付規則により、令和2年9月現在の水道料単価は292.02円/m ³ ですが、3か月ごとに見直しされることとなっており、令和2年10月以降の単価は未定です。
112	23	要求水準書 第2章	16	1	(7)				電力の契約状況および現在の余裕ほどの程度ありますでしょうか。陽子線新設の試運転時は、システム2台分以上の電力が必要となりますので、現在の電力契約でまかなえるでしょうか。	既存陽子線棟の使用電力量の実績を後日頒布いたしますので、事業者側でご検討ください。
113	27	要求水準書 第2章	16	1	(7)				光熱水費に関して、貴学が契約している単価等をご提示ください。費用算出に必要となります。	(質問No.111及びNo.112参照)
114	24	要求水準書 第2章	17	1	(7)				「照射装置の試運転により契約電力が超過した場合、契約超過金、使用電力量は事業者の負担」とのことですが、現在の契約条件および契約電力に対する現状の利用率つまり、照射装置の試運転等に使用できる電力量のマーヅンをご教示ください。	(質問No.111及びNo.112参照) なお、筑波大学病院地区の電気需給契約は、令和2年4月より3年間九電みらいエナジー(株)と契約しています。
115	28	要求水準書 第2章	17	1	(7)				「新陽子線棟[仮称]及び本事業で調達する陽子線治療装置等の一括引渡し日まで」とありますが、新棟の引渡しと治療装置の引渡し時期が異なる提案をした場合には、新棟に係る水光熱費については新棟引渡し以後は貴学の負担と考えてよろしいでしょうか。	提案によりますが、大学の負担は最大でも引渡しを受けた範囲に限ります。

連番	No	資料名	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
116	29	要求水準書 第2章	17	2	(1)	2)			貴学が締結されている近隣協定において本事業に関連する項目は記載されている「緑地確保」のみでよろしいでしょうか。	研究学園都市計画地区計画の決定（つくば市決定）や都市計画研究教育施設第五地区地区計画を遵守して頂く必要があります。
117	16	要求水準書 第2章	17	2	(2)	1)			「建設に関わる協議、届出、申請・・・」にはRI規制法や医療法に伴う監督官庁との協議や手続きを含むという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 (質問No.100参照)
118	30	要求水準書 第2章	17	2	(2)	1)			事業者が建設に関して行う協議、届出、申請について、具体的に指定があれば教えていただけますでしょうか。	(質問No.100参照)
119	31	要求水準書 第2章	17	2	(2)	1)			建設に関する協議、届出、申請について 病棟B改修事業が別事業として計画、予定されていますが、新陽子線棟の設計、建設期間と重なりますでしょうか。 重なる場合、病棟Bの計画通知申請の計画変更申請として、新陽子線棟の申請を行う必要が生じる可能性があります。申請費用、その他関連手続きなどについては、あくまでも新陽子線棟の建設に関わる申請業務のみが本運営事業の範囲と考えてよろしいでしょうか。	現在の医学地区の建設計画では新陽子線棟〔仮称〕の増築のみになります。
120	32	要求水準書 第2章	18	2	(2)	2)	イ		参考として延床面積が「2,000～3,000㎡」と記載がありますが、貴学で算定された参考価格（もしくは予定価格）については記載の面積を前提に算定されたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	13	要求水準書 第2章	18	2	(2)	2)	イ		提示されている延床面積約2,000㎡～3,000㎡という数値は、あくまでも参考値であり、面積の超過又は不足は要求水準の逸脱には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	5	要求水準書 第2章	18	2	(2)	2)	イ		施設規模は各事業者提案による。＜参考：新陽子線棟〔仮称〕の延べ面積は約2,000～3,000㎡程度を想定＞と記載がございますが、上記範囲を超える、または不足することは不可ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	17	要求水準書 第2章	19	2	(2)	3)	ウ		新陽子線施設の運用開始時点（治療開始時点）において、既存陽子線施設の運用はどのような状態（治療継続中または停止）を想定されますでしょうか？	治療できない期間がないような運用を希望します。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
124	14	要求水準書 第2章	19	2	(2)	3)	ウ		連絡通路などで接続し一体運用が行えるように計画すること、とは、新陽子線棟及び既存陽子線棟をあわせて1棟の建築物としなければならないことを指しているのでしょうか。	既存陽子線棟の診察部門と新陽子線棟[仮称]の治療部門が機能的に一体運営できる計画としてください。 なお、1棟扱いになるか否かは、所轄官庁の判断によります。
125	33	要求水準書 第2章	20	2	(2)	3)	ク	d	CASBEE評価結果（基本設計段階）において、BEE \geq 1.5(ランクA以上)確保と記載ありますが、CASBEE評価認証機関などの認証の取得は不要と考えてよろしいでしょうか。また、評価は基本設計段階でのみ行うということでもよろしいでしょうか。	CASBEE評価認証機関などの認証の取得は不要ですが、事業者側で評価の上、要求水準を満たしていることを確認してください。なお、評価は基本設計段階で結構です。
126	6	要求水準書 第2章	20	2	(2)	4)	イ		b「頒布資料（施設）6-1医学地区日影図」を参照のことと記載がございますが、日影計算上、CADデータおよび日影計算ソフトのデータも提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	当該データ提供の予定はありません。
127	7	要求水準書 第2章	20	2	(2)	4)	ウ	(ア)	外壁について、 b 既存陽子線棟との調和を考慮した仕上げをすること。と記載がございますが、具体的なイメージを頂くこと、または今後の対話などで情報交換をさせていただくことは可能なのでしょうか。	既存陽子線棟と一体の建物をイメージしています。
128	34	要求水準書 第2章	20	2	(2)	4)	ウ	(エ)	諸室の天井高は、特記無き場合には、概ね2700mm以上を確保することと記載ありますが、既存陽子線棟の天井高さは概ね2600mmとなっている中で、新棟を2700mmとした特別な理由があれば教えていただけますでしょうか。また、機能上支障のない範囲で、天井高さを下げることが可能な諸室はありますでしょうか。	前段については、将来的な医療機器等の更新なども考慮して設定しています。 後段については、診療に関わらない諸室（例えば更衣室、トイレ、倉庫など）においてはご提案に委ねます。
129	25	要求水準書 第2章	21	2	(2)	4)	エ	c	「患者や家族等の一般来院者が使用するエリアは、日本語、英語、中国語の3ヶ国語標記とすること」とありますが、具体的なデザインや標記場所・内容については、貴学よりご指示いただけますでしょうか。	事業者のご提案に委ねます。
130	15	要求水準書 第2章	21	2	(2)	4)	オ		既存陽子線棟のマスターキーとの統合も検討すること、とありますが、既存陽子線棟の施錠管理システムについて、その詳細をご教示ください。	セキュリティシステムの詳細を後日頒布いたします。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
131	8	要求水準書 第2章	21	2	(2)	5)	ア	耐震性能について、 (a)構造体 I類と記載がございますが、(d)重要度係数は1.5を見込む事と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書内で矛盾があるため、当該規定を以下のとおり修正します。 (a) 構造体 II類 (d) 重要度係数 1.25
132	16	要求水準書 第2章	21	2	(2)	5)	ア (d)	耐震安全性の分類において、構造体：I類の施設は重要度係数：1.5に設定されることが一般的と思料されますが、本件においては、重要度係数：1.25を満たせば充分であると考えるよろしいでしょうか。	(質問No.131参照)
133	35	要求水準書 第2章	21	2	(2)	5)	ア (d)	構造体の耐震安全性の分類はI類とされていますが、採用する重要度係数は1.25と特記されております。二次設計時の必要保有水平耐力の割り増しは特記に依り1.25倍と考えるよろしいでしょうか。	(質問No.131参照)
134	26	要求水準書 第2章	21	2	(2)	5)	ウ a	「非常時の電源は、既存陽子線棟の非常用低圧電源を活用し、停電時、非常時における必要箇所への電源供給を確保すること」とありますが、 ①既存陽子線棟の非常用低圧電源は、本事業期間に亘り継続的に利用可能として計画してよろしいでしょうか。 ②既存陽子線棟の非常用低圧電源の保守は、貴学所掌と理解してよろしいでしょうか。	①については工事中電力を除き、ご理解のとおりです。 ②についてはご理解のとおりです。
135	9	要求水準書 第2章	22	2	(2)	5)	オ	排水機能の確保について、 b 排水貯留施設は3日以上を確保すること。と記載がございますが、大規模災害発生時における治療継続方針が決められておりましたらご教示下さい。	治療を継続するか否かは、被災状況等により大学が判断することになります。
136	17	要求水準書 第2章	22	2	(2)	5)	カ	災害時における機器停止操作に必要な運転機能とは、具体的に何を示しているのでしょうか？低圧電源であれば、既設陽子線棟の非常用低圧電源を活用することが可能でしょうか？	前段については、災害時においても装置用の真空ポンプ、CPU等の電源を確保することを求めています。 後段については、既設設備の活用を前提とせず、事業者側において必要な電源を確保してください。

連番	No	資料名	該当箇所						質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他				
137	18	要求水準書 第2章	22	2	(2)	6)	ア	(ア)		新陽子線施設の電力契約者は大学として、新陽子線治療装置に係る電力使用料を事業者が支払うということによろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
138	27	要求水準書 第2章	22	2	(2)	6)	ア	(ア)	a	「本施設建屋用高圧電力は、既設陽子線棟電気室より高圧分岐し、本施設に電力供給すること」とありますが、既存陽子線棟の治療と新陽子線棟の工事が並走した場合でも既存陽子線棟の受電設備への影響はないという理解は正しいでしょうか。	(質問No.112参照)
139	36	要求水準書 第2章	22	2	(2)	6)	ア	(ア)	b	高圧電力の供給について、新照射装置の電源は試運転時には予備回路1F10より供給し、最終的には既存切替盤より供給することとなっておりますが、既存照射装置の電源は撤去と考えて宜しいでしょうか。	既存照射装置用電源ケーブルは残置してください。
140	38	要求水準書 第2章	23	2	(2)	6)	オ		a	電話設備について、医学中央機械室の電話交換機に接続とありますが、既存電話交換機の改造が必要と考えられます。計画にあたり、既存電話交換機のメーカーをご教示ください。	(質問No.105参照)
141	37	要求水準書 第2章	23	2	(2)	6)	コ		a	患者呼出設備について、待合ホールに設置できるようにスペースを確保することありますが、当該設備の機器及び配線は別途工事（大学側工事）と解釈をして宜しいでしょうか。（但し、配管及び電源対応は事業者の所掌）	ご理解のとおりです。
142	2	要求水準書 第2章	24	2	(2)	6)	ス	(ア)		「新陽子線棟（仮称）に必要な自動火災報知設備を整備し、附属病院受信機と連携をとること」とありますが、どちらにメインの受信盤を設置する想定でしょうか。	既存陽子線棟をメインと想定しておりますが、事業者提案に委ねます。
143	10	要求水準書 第2章	24	2	(2)	6)	ス	(ア)		自動火災報知設備について、附属病院の既設受信機を更新する必要があるとのことですが、既設受信機の仕様をご教授ください。	附属病院の火災受信機は現行GR型ですが、現在進捗中の別途改修事業に伴い更新予定です。詳細は判明次第お示しします。附属病院既設受信機はGR型です。
144	39	要求水準書 第2章	24	2	(2)	6)	ス	(ア)	a	自動火災報知設備について、附属病院・医学中央機械室棟・医学学系守衛室受信機との信号のやり取りがありますが、既存受信機の改造が必要と考えられます。計画にあたり、既存受信機のメーカーをご教示下さい。	(質問No.105参照)

連番	No	資料名	該当箇所					質問			回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他				
145	40	要求水準書 第2章	24	2	(2)	6)	ス	(ウ)	a	非常放送設備について、附属病院B棟防災センターの既存非常放送アンブとの連携にあたり、既存非常放送アンブの改造が必要と考えられます。計画にあたり、既存非常放送アンブのメーカーをご教示下さい。	(質問No.105参照)
146	19	要求水準書 第2章	24	2	(2)	6)	ス	(オ)		監視カメラ設備において、映像の保存方法（常時録画など）、保存期間、ネットワークカメラ解像度、録画フレームレートの指定はありますでしょうか？	患者モニタリング用のネットワークカメラは、パソコン使用で状況判断できる程度の精度で結構です。 防犯用については事業者のご提案に委ねます。
147	20	要求水準書 第2章	24	2	(2)	6)	ス	(オ)		ミラーリングやRAIDの構成にする必要性はありますでしょうか。	ご提案に委ねます。
148	28	要求水準書 第2章	24	2	(2)	6)	ス	(オ)	b	「患者等のモニタリング用のネットワークカメラシステムを設置すること」とありますが、防犯用監視カメラとは別系統で用意すると言う理解は正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	18	要求水準書 第2章	25	2	(2)	6)	ソ		c	汚染ゾーンから清潔ゾーンへの空気流入を防止すること、とありますが、新陽子線棟の諸室について、この2つの区分は明示がございません。新陽子線棟の諸室のゾーン区分は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	3	要求水準書 第2章	25	2	(2)	6)	ソ	(ウ)	b	既存陽子線棟から中央監視装置部分を撤去して新陽子線棟（仮称）に新中央監視装置を設置とありますが、既存陽子線棟の空調の制御及び消防設備点検等の区分はどのようになりますか。	自動制御設備の中に中央監視装置があり、給排水や空調等の運転監視・記録等を行っていますが、消防設備点検等は取込んでいません。
151	41	要求水準書 第2章	25	2	(2)	6)	ソ	(ウ)	b	自動制御設備について、既存陽子線棟の中央監視装置撤去・新設の計画にあたり、自動制御設備のメーカーをご教示下さい。	(質問No.105参照)

連番	No	資料名	該当箇所					質問			回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他				
152	42	要求水準書 第2章	25	2	(2)	6)	ソ	(ウ)	d	自動制御設備について、監視ポイントの医学中央機械室中央監視装置への表示は、新棟のポイントも表示するという解釈でよろしいでしょうか。	新陽子線棟[仮称]で新たに必要となるポイントはご理解のとおりです。 なお、既存棟は、故障(6点)、計量積算(4点)の表示をしています。
153	11	要求水準書 第2章	26	2	(2)	6)	タ	(ウ)		排水設備について、 b 屋外排水 (a) 屋外排水は汚水（雑排水を含む）、雨水、実験廃水の分流方式とすること。 と記載がございますが、本棟には実験施設は無いものとお見受けしました。 実験廃水は無いものと解釈してよろしいでしょうか。	既存陽子線棟には実験排水がありますが、新陽子線棟[仮称]では不要です。
154	43	要求水準書 第2章	26	2	(2)	6)	タ	(オ)		消火器（置型）は大学側工事にて設置すると考えてよろしいでしょうか。	消火器も事業者負担となります。
155	44	要求水準書 第2章	26	2	(2)	6)	タ	(オ)	b	消火設備について、改修工事等に伴い、一部既存消火設備の改造が必要と考えられます。計画にあたり、消火設備のメーカーをご教示ください。	(質問No.105参照)
156	45	要求水準書 第2章	27	2	(2)	6)	タ	(キ)	a	医療ガス設備について、既設から分岐することに伴い、既存医療ガス設備の改造が必要と考えられます。計画にあたり、医療ガス設備のメーカーをご教示ください。	(質問No.105参照)
157	29	要求水準書 第2章	27	2	(2)	6)	タ	(キ)	c	医療ガス設備のアウトレットの配置として、「照射室（放射線遮蔽通路を含む）に2室」設ける記載がありますが、別紙1 新陽子線棟[仮称]に整備する諸室リストによりますと、照射室（放射線遮蔽通路を含む）は「提案に委ねる」とあります。いずれの記載に従うべきでしょうか。	当該規定を「照射室は必要」、「放射線遮蔽通路は提案に委ねる」に修正します。

連番	No	資料名	該当箇所						質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他				
158	4	要求水準書 第2章	27	2	(2)	6)	タ	(キ)	c	医療ガス設備に笑気ガスは含まれていませんが、よろしいでしょうか。	新陽子線棟 [仮称] に整備する医療ガス設備に笑気ガスは含みません。
159	21	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	イ			入退室管理システムは既存施設との連携が必要でしょうか？必要となる場合、既存施設のシステムをご教示願えませんでしょうか？	管理区域の入退室管理システムは、院内全体で使用しているセキュリティカードの共用を期待します。 セキュリティシステムの詳細については、後日頒布いたします。
160	22	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	イ			入退室管理システムと放射線モニタリングシステムとの連動は必要でしょうか？（線量が高い場合に信号を受け取り、入室制限を行うなど）	ドアインターロックがあれば、入退室管理システムとの連動は不要です。
161	23	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	イ			既存の放射線モニタリングシステムとの連動は必要でしょうか。また、既存の放射線モニタリングシステムを併用することも可能でしょうか。	既存の放射線モニタリングシステムとの連動は不要です。併用は想定しておりません。
162	24	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	イ			入退室管理システムと火災報知設備との連動は必要でしょうか。（火災時非難を優先させるため、信号を受け取り入退室管理システムを解除し、フリーとするなど）	治療室内部から開閉できれば連動は必要ありません。
163	25	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	イ	a		管理区域との記載がありますが、管理区域の場所や入退室管理システムの設置場所の指定はありますでしょうか。	ご提案に委ねます。
164	26	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	イ	c		入退室データを収集・保存との記載がありますが、入退室データの保存期間や件数の指定はありますでしょうか。	ご提案に委ねます。
165	27	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	イ	d		非接触方式により認証が可能との記載がありますが、こちらは生体認証を想定されていらっしゃるのでしょうか。	既存施設と統一したIDカードの仕様を想定しています。
166	28	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	エ	a		事業者境界での線量評価を行うにあたり、現状の申請書で定められた事業所境界の位置をご教示願えませんでしょうか？	現状の資料を後日頒布します。

連番	No	資料名	該当箇所					質問		回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
167	29	要求水準書 第2章	28	2	(2)	7)	エ	a	事業者境界での線量評価を行うにあたり、現在許可されている申請書に記載された放射線施設からの放射線の影響を全て合算する必要があり、申請書に記載の放射線量数値をご教示願えませんでしょうか？	現状の資料を後日頒布します。
168	13	要求水準書 第2章	29	2	(2)	8)	ア	(ア)	雨水排水計画について敷地西側の雨水排水柵に接続すること。と記載がありますが、雨水流量係数が解る既存建物計画時(若しくは最新建物)の雨水流出抑制施設設置届が必要になりますのでご提示願います。	西地区の雨水排水計画では雨量強度50mm/hr、流出係数0.36及び流出量2.2m ³ /secとしている。 なお、流出係数は通常の値よりかなり低い値となっているが、これは樹林地、植栽地を大きくとり、全面的にグランドカバーを行っていることによるものである。 西地区は2地点で公共下水道の都市下水路に接続している。 なお、西地区の流出量は、都市側の雨水排水系統で充分処理できる範囲内にあるが、流出係数の増大、計画雨量強度を越す降雨時にそなえて、西地区の2排水区ごとに調整池を設け、雨水排水の全部又は一部は調整池を経過させて時間差放流が可能な計画としている。(筑波大学総合計画(給排水計画)より) 後日、「筑波大学総合計画図排水施設系統図」を頒布します。
169	46	要求水準書 第2章	29	2	(2)	8)	イ		イ消防水利について、消防用水槽は、所轄消防署と協議の上、必要に応じて設置とありますが、既存の消防用水槽の位置、および容量についての資料をいただけますでしょうか。	既設消防用水槽は、中央診療棟(C棟)の地下に設置しています。 (井水、消火兼用受水槽容量1,051m ³ ：消防用63m ³ 以上)
170	19	要求水準書 第2章	29	2	(2)	8)	イ	a	消防用水槽の設置検討にあたり、提案段階で所轄消防署との協議を実施してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	47	要求水準書 第2章	29	2	(2)	8)	ウ		建設エリア内の建物以外の外構部分の整備内容として、車路・駐車場はアスファルト舗装、緑地は、低木または地被植物による緑化程度と考えてよろしいでしょうか。	事業者のご提案に委ねます。
172	3	要求水準書 第2章	29	2	(3)	1)			「建設工事及びその関連業務」や「工事施工の留意点」等の建設業務においてのみ記載のある「調整会議」とは、事業契約書(案)第8条に規定される「関係者協議会」を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第8条に規定されている「関係者協議会」ではなく、工事に関連し、必要に応じて大学側と調整のために開催する会議等を指します。

連番	No	資料名	該当箇所					質問		回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
173	20	要求水準書 第2章	29	2	(3)	2)	ウ	a	工事期間中の遺体運搬車両と産業廃棄物収集車両の動線確保は、片側車線のみでも可能でしょうか。	国道408号線から事業用地に進入する構内道路については、極力通行止めが生じないようなご提案をお願いいたします。また、事業用地に示された中央診療棟への車両動線については、片側通行としても構いません。
174	48	要求水準書 第3章	31	1	(1)	1)			新陽子線棟と既存陽子線棟の接続部分の改修については、新陽子線棟の整備期間に改修可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、新陽子線棟[仮称]の整備には、新陽子線棟[仮称]と既存陽子線棟の渡り廊等の整備、道連れになる既存陽子線棟の接続部分の工事も含まれます。
175	49	要求水準書 第3章	31	1	(1)	1)			診療機能を考慮するにあたり、深夜・夜間の工事は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案に委ねますが、夜間・休日であっても大学の承諾を必要とします。また、入学試験期間中についてご配慮ください。
176	51	要求水準書 第3章	31	1	(2)	1)			諸室改修に伴い、既存設備等で再利用可能なものは再利用してもよろしいでしょうか。	全て更新する前提でご提案ください。
177	50	要求水準書 第3章	31	1	(2)	1)			既存陽子線棟の診察室の改修に関して、「①天井までの壁で仕切られていること」記載がありますが、天井仕上げ材までの間仕切り壁でよく、上階スラブまでの間仕切り壁である必要はないと考えてよろしいでしょうか。	上階スラブ迄の間仕切り壁が必要です。当該規定を修正します。
178	22	要求水準書 第3章	31	1	(2)	2)			継続使用するエリアについては、原則として床、壁等の内装のリニューアルを行うこと、とありますが、当該内装工事期間中は、対象の諸室が使用不可となることは、要求水準を逸脱しないと考えてよろしいでしょうか。	放射線管理区域以外の継続使用するエリアには、カンファレンス室など使用出来なくなることで、陽子線センターの運営に支障をきたす場合がありますので、適宜協議のうえ、改修業務を実施していただく想定になります。
179	23	要求水準書 第3章	31	1	(2)	2)			内装リニューアルの対象諸室については、設備等のリニューアルは実施しないと考えてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
180	21	要求水準書 第3章	31	1	(2)	2)			内装リニューアルについて継続使用するエリア（リニューアル範囲）を示していただくことは可能でしょうか。リニューアル時に備品等の移動が必要な場合、備品等のリストは示していただけるのでしょうか。	前段については、ご意見として承ります。 後段については、改修スケジュールを考慮して、大学で什器等の移設を行います。
181	12	要求水準書 第3章	31	1	(2)	2)			法的条件整理について、「頒布資料（施設）1-8適用基準」と記載がございますが、今後提示されるものと考えてよろしいでしょうか。また、その時期はいつ頃を想定されているかご教授願います。	参考資料の新陽子線棟〔仮称〕の整備業務関連、1-8適用基準に示す資料を提示する予定はありません。刊行物や所管行政庁のホームページを参照してください。
182	14	要求水準書 第3章	31	1	(2)	2)			内装リニューアルについて、既存陽子棟のうち、継続使用するエリアについては、原則として床、壁等の内装リニューアルを行うこと。と記載がございますが、改修対象の診察室群の他にあたるものと考えられますが、範囲をご提示願います。	新陽子線棟〔仮称〕整備後も、放射線管理区域外は、患者及び職員が継続使用するエリアとなります。なお、大学として改修工事範囲を定める予定はなく、改修工事範囲・内容は提案に委ねます。
183	52	要求水準書 第3章	32	2	(1)	1)	ア		貴学によるアスベストの撤去に伴い工期延長等が発生した場合にそれに伴う増加費用等は貴学の負担と考えてよろしいでしょうか。	アスベストの撤去に伴い、工期の延長等により事業者が発生した合理的な増加費用は大学が負担する予定です。
184	53	要求水準書 第3章	33	2	(2)	3)	イ		「執務並行」とありますが、執務時間の設定をご教示ください。また、工事の内容によって執務時間の調整、協力をしていただけるとのことでよろしいでしょうか。	患者が利用するエリアについては、要求水準総則に示す「診療時間」に前後若干の余裕を持った時間となります。 教職員の執務時間については、調整、協力をすることは可能です。

連番	No	資料名	該当箇所					質問			回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他				
185	24	要求水準書 第3章	35	2	(3)	2)	イ	a		『附属病院の運営に支障が生じないように綿密に調整を図り』ですが、具体的な作業可能な時間帯を指示ください。	ご提案に委ねますが、夜間・休日であっても大学の承諾を必要とします。また、入学試験期間中についてご配慮ください。
186	15	要求水準書 第3章	35	2	(3)	2)	ウ			仮設計画及び設備切り廻し計画について、 a工事エリアは、床よりスラブ・梁下まで到達する仮設耐火間仕切壁で区画し、受注者の判断において仮設鋼製扉を設けて工事を行う計画を基本とする。 と記載がございますが、改修工事の際の仮設間仕切りは天井内の設備機器類等に干渉し、全ての範囲では難しいことが想定されます。 状況により可能な範囲でスラブ、梁下までの仮設間仕切りを設けると考えてよろしいでしょうか。若しくは仮設間仕切りに貫通孔等を構築する必要がありますでしょうか。	ご質問にある対応でも可とします。
187	30	要求水準書 第4章	40	2	(2)	1)	イ	(シ)	a	IEC 60601-2-64準拠でよろしいでしょうか？	被ばくのレベルを示すか、準拠する規格を明示し、検討内容をお示しください
188	31	要求水準書 第4章	40	2	(2)	1)	イ	(セ)	a	外部購入による市販ソフトウェアについては将来のバージョンアップ時期、内容、金額を予測できないことが通常ですが、そうしたバージョンアップに対して事業者が責任を持つということの意味しますでしょうか？	日常的なソフトウェアのバージョンアップについては、事業者側での対応を求めます。ただし、メーカーサポート終了後の対応やOSの変更を伴うような大規模なバージョンアップの場合には契約協議とします。なお、耐用年数で端末交換については事業範囲とします。
189	30	要求水準書 第4章	43	2	(2)	2)	ウ	a		「陽子線治療での実績があること」との記載がありますが、市場製品のリニューアル等により、計画時の製品の入手が困難となった場合、その後継機種は実績があるとみなされるでしょうか。	後継機種でも実績があるとみなします。
190	32	要求水準書 第4章	45	2	(2)	2)	オ			「画像管理機能」に記載されている事項は、3)陽子線がん治療情報管理システムを含む機能と考えますが、問題ございませんでしょうか？	要求水準を満たせば、システム構成は問いません。
191	33	要求水準書 第4章	47	2	(2)	4)	イ	c		ガントリ角度に関して、任意の角度における測定が必要となりますでしょうか？	補間機能があればすべての角度は必要ではありません。
192	34	要求水準書 第4章	48	2	(2)	4)	ウ	b		ガントリ角度に関して、任意の角度における測定が必要となりますでしょうか？	(質問No.191参照)

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
193	35	要求水準書 第4章	48	2	(2)	5)		固定具のうち、消耗品（患者マスク等）と使い回し可能な物品（バックロック等）の所掌は大学と考えてよろしいでしょうか？	院内で熱加工するプラスチック等については大学の所掌になります。吸引式患者固定用クッション等は調達対象の固定具に含みます。
194	31	要求水準書 第4章	48	2	(2)	5)	イ	固定具のような物品は、患者数や使用頻度によって消費量が変わるため、引き渡し時には初期納入分のみとし、運用期間中における更新は貴学ご担当という理解でよろしいでしょうか。	予備を含む4セットは初期調達とし、更新は大学負担になります。
195	6	要求水準書 第4章	48、 49	2	(2)	5)	イ	固定具の構成について、多くの要求事項が見られますが、好ましい固定具のメーカーや型番がありましたら教えてくださいませんか。	現状の組み合わせを参考資料として後日頒布する予定ですが、要求水準を満たすよう最新機器で提案いただくことを希望します。
196	7	要求水準書 第5章	50	1	(3)			陽子線治療装置等の運転・保守管理業務期間は、新陽子線棟〔仮称〕の建物及び陽子線治療装置等の「一括引渡し日から20年間」ではなく、「一括引渡し日の翌日から20年間」でよろしいでしょうか。	(質問No.8参照)
197	36	要求水準書 第5章	51	2	(1)	2)		「固定具作成」について、固定具材料は大学所掌と考えてよろしいでしょうか？	院内で熱加工するプラスチック等についてはご指摘の通りです。空気吸引等で加工するビーズ枕等については、調達対象の固定具に含めます。
198	37	要求水準書 第5章	51	2	(1)	2)		「固定具作成」について、事業者が従担当・協力となっておりますが、具体的に事業者に期待する作業についてどのようにお考えでしょうか？	固定具へのID付与によるヒューマンエラー予防のための協力などを想定していますが、ご提案に委ねます。
199	38	要求水準書 第5章	51	2	(1)	2)		「記録の作成・報告」が事業者所掌となっておりますが、その内容は事業者実施業務に係る記録作成・報告と考えてよろしいでしょうか？	ご指摘の「記録の作成・報告」についてはご理解の通りです。なお書式については協議のうえ、大学が決定します。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
200	39	要求水準書 第5章	51	2	(2)	1)	ア	①要求水準書P.4 2(1)2)アの記載内容に従いますと、年末年始は6連休となりますが、実際には分割照射の途中休止日数の制限もあり、4連休程度が最大かと思案しますが、その考えでよろしいでしょうか？または、既存陽子線施設の年末年始診療パターンをご教示願えませんでしょうか？ ②陽子線治療システムの定期点検を一部の平日に行うケースも考えられますが、年間診療日数は事業者の提案に委ねられ、入札評価事項になると考えてよろしいでしょうか？	前段①については（質問No.80）、後段②については（質問No.81）をご参照ください。
201	40	要求水準書 第5章	51	2	(2)	1)	ア	要求水準書P.5 2(1)4)の記載内容について、運転技術者のシフトを検討するため、以下事項をご教示願えませんでしょうか？ 1)点検、動作確認、標準測定の想定開始時刻 2)品質管理のための測定の想定終了時刻	(質問No.85参照)
202	41	要求水準書 第5章	52	2	(2)	3)	e	本項における協力に関して、具体的な作業をご教示願えませんでしょうか？	修正に関するアドバイスおよび特殊なネジ・カーボン板等の小備品の確保等を想定していますが、状況（固定具の型番・修正内容等）に依存するため現時点では限定できません。
203	2	要求水準書 第5章	53	3	(1)	2)		陽子線治療装置等の保守管理業務に関しまして、等にCTシミュレータ、精度管理システム、固定具等の周辺機器は含まれますでしょうか。含まれる場合、どこまでが期待されているか具体的にお示し頂けますでしょうか。陽子線治療装置本体以外は20年間耐容が困難と存じますが、機器の更新は全て「大規模な更新」に含まれる理解で良いでしょうか。また陽子線治療に必要な消耗品（固定具の消耗品部分）などの事業主体は大学であると考えて良いでしょうか。	要求水準第4章の調達業務に示す物品はすべて保守管理の対象となります。サービスレベルについては、要求水準に示す機能が維持されていることを求めます。CTの更新については、陽子線施設の施設維持管理・運営期間中において1回の更新を見込んでください。消耗品については、大学が負担します。なお、施設維持管理・運営期間の費用の見積もり条件については、後日お示しします。
204	32	要求水準書 第5章	53	3	(1)	2)		大規模更新の定義をご教示頂きたくよろしくお願い申し上げます。	劣化した部品等を新しいものに取り替えることを機能維持のための更新、陽子線治療装置及び周辺機器の根本的な機能の改変が大規模な更新になります。
205	42	要求水準書 第5章	53	3	(1)	2)		「総合点検」の具体的内容、すなわち、「定期点検」との相違点をご教示願えませんでしょうか？	予測出来なかったトラブル等を踏まえ、定期点検では不足する項目を総合的に点検して頂きたいと考えております。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
206	43	要求水準書 第5章	53	3	(1)	2)		「更新」に関して、「機能維持のための更新」と「大規模な更新」の定義を詳しくご教示願えませんでしょうか？	(質問No.204参照)
207	5	要求水準書 第5章	53	3	(2)	2) 3)		「稼働率（治療完遂率）保証を行うこと」「治療の95%以上が実施できるよう」とありますが、ペナルティーはありますでしょうか？	後日公表する、入札説明書 別添資料5事業契約書（案）別紙8「モニタリング基本計画（案）」でお示いたします。
208	33	要求水準書 第5章	54	3	(2)	3)	f	スケジュールされた治療の95%以上が実施できるようにすることとありますが、評価方法（計算式）をご教示頂きたくお願い申し上げます。	事業者側のご提案に委ねます。
209	44	要求水準書 第5章	54	3	(2)	3)	f	稼働率の算定方法の定義は事業者の提案事項と考えてよろしいでしょうか？また、稼働率の算定期間は年度単位でよろしいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、12ヵ月を基本とします。
210	45	要求水準書 第5章	54	3	(2)	3)	f	稼働率の保証値は事業者の提案事項と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
211	46	要求水準書 第5章	54	3	(2)	3)	f	稼働率の保証値未達時の補償に関する指針はありますでしょうか？これも事業者の提案事項と考えてよろしいでしょうか？	稼働率の保証値未達時の補償に関してはご提案頂いた稼働率を下回った範囲での逸失利益を上限と考えています。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
212	5	要求水準書 第6章	55	1	(3)		表	⑤、 ⑧	要求水準書の建築設備保守管理業務に給排水衛生設備が入っておりますが、区分が不明瞭なため大学（既存SPC）で実施する環境衛生管理及び外構保守管理の内訳を開示いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
213	47	要求水準書 第6章	55	1	(3)				施設維持管理業務の実施主体に関して、⑨放射線管理の実施主体は大学（既存SPC）となっておりますが、新陽子線施設の引渡し後は施設としての放射線管理は大学が責任を持ち、事業者はその従業員の放射線管理のみを行うという理解でよろしいでしょうか？	要求水準書記載のとおりです。
214	5	要求水準書 第6章	55	1	(3)				貴大学の業務範囲である「⑤環境衛生管理」には、飲料水の水質検査や空気環境測定等が含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	8	要求水準書 第6章	55	1	(4)				新陽子線棟〔仮称〕の施設維持管理業務期間は、新陽子線棟〔仮称〕の建物及び陽子線治療装置等の「一括引渡し日から20年間」ではなく、「一括引渡し日の翌日から20年間」でよろしいでしょうか。	（質問No.8参照）
216	6	要求水準書 第6章	56	1	(6)		表	⑦、 ⑧	修繕と大規模修繕について定義が曖昧なため、例えば空調設備の1台の更新は大規模修繕に該当しますでしょうか。また設備など一度に全体更新ではなく1/3ずつ計画的に更新など行った場合は大規模修繕に当たりますでしょうか。	いずれも大規模修繕には該当しません。
217	7	要求水準書 第6章	57	2	(1)	2)	注)		第二章に含まれる建築物の中に外構が含まれておりますが、要求水準書6章55項大項目1中項目(6)に外構保守管理は大学（既存SPC）とあります。保守管理はどちらの区分でしょうか。	外構保守管理は大学（既存SPC）が実施します。
218	8	要求水準書 第6章	58	2	(2)	2)	ア	ブ	「文部科学省保全業務共通仕様書」とありますが、「文部科学省保全業務標準仕様書」のことでしょうか。	文教施設保全業務標準仕様書の誤りになります。
219	9	要求水準書 第6章	58	2	(2)	2)	ウ	ク	責任者の記載がございますが、新陽子線棟（仮称）に常駐する必要はございますでしょうか。	建築物保守管理業務における実施体制は、関係法令等を遵守した体制を確保したうえで、事業者提案に委ねるものとします。
220	54	要求水準書 第6章	59	2	(2)	4)			本事業において清掃等一部の維持管理業務は既存SPCが実施することになっております。建築物の主な留意点に記載された事象が発生し、その要因が例えば清掃が不十分であった為かび等が発生した場合、費用負担は貴学ということでしょうか。	事象発生の帰責事由により判断します。

連番	No	資料名	該当箇所					質問			回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他				
221	10	要求水準書 第6章	63	3	(2)	2)	エ	a	(b)	「院内の温湿度制御及び照明制御の調整を柔軟に行い」事業者側で常駐して実施する想定でよろしいでしょうか。	法定点検等での来院時を想定したものであり、常駐は想定しておりません。
222	55	要求水準書 第7章	67	1	(4)	2)	ア	b		事業者提案による病院職員に対する教育研修とは具体的にどのようなことをお考えでしょうか。	機器の安全な取扱い方法、技術情報の解説などを期待しています。
223	57	要求水準書 第1章 別紙1 「事業用地」								外構のレベルが図面に記載されていますが、既存陽子線棟の床レベルとの関係（敷地内BMレベルとTPレベルの関係）を教えてください。既存棟は配布図面より、設計GL=TP+26.0, 1FL=TP+26.3と読み取れます。また、事業用地のCADデータをいただけますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご意見として承ります。
224	58	要求水準書 第1章 別紙1 「事業用地」								新陽子線棟の整備可能エリア（図面緑色範囲）の東側の構内道路と特殊診療棟（D棟）の間の緑地帯部分も整備可能エリアに含めてよいでしょうか。	遺体搬送車、産業廃棄物の収集車等の動線を確保すること前提に整備可能エリアに含めても構いません。
225	59	要求水準書 第1章 別紙1 「事業用地」								既存陽子線棟の東側、水色の使用不可エリアに環境放射線モニタが設置されていますが、これ以外に既設の放射線モニタリングポストが整備可能エリアにありますでしょうか。また、整備可能エリアに既設されていた場合、移設は可能でしょうか。	現状、既存陽子線棟の北側にモニタリングポストがあります。認可事項のため移設には協議が必要です。
226	16	要求水準書 第2章 別紙1 「新陽子線棟 [仮称]に整備 する諸室リス ト」	-							本件業務において、受注した民間事業者が用意する一般家具類以外の備品類は諸室リストに記載されていると考えてよろしいでしょうか。（処置室の診察台等は必要ないでしょうか。）	(質問No.96参照)
227	17	要求水準書 第2章 別紙1 「新陽子線棟 [仮称]に整備 する諸室リス ト」	-							情報システム関連について、カードリーダーの想定が記載されておりませんが、適宜見込むという事でしょうか、それとも後日に詳細が提示されるのでしょうか。	本事業の事業範囲外です。
228	48	要求水準書 第2章 別紙1 「新陽子線棟 [仮称]に整備 する諸室リス ト」								「面談室（共用）」に関して、「照射室の出入り口付近に設置すること」は出入り口からどの程度の距離を想定されますでしょうか。	ご提案に委ねます。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
229	49	要求水準書 第2章 別紙1 「新陽子線棟 [仮称]に整備 する諸室リス ト」						「管理区域内トイレ（男女）」に関して、ここで意味する管理区域とはどの範囲を指すのでしょうか？	放射線管理区域外の照射室の出入口付近にトイレ（男女）の整備を求めます。「新陽子線棟 [仮称] に整備する諸室リスト」を修正いたします。
230	50	要求水準書 第2章 別紙1 「新陽子線棟 [仮称]に整備 する諸室リス ト」						情報システム関連機器として、治療計画端末3台を治療計画室に設置と記載されていますが、要求水準書P.44 2 (2) 2 エ cには「端末台数は、第1章総則の基本事項に示す診療を実施するに十分であること。」と記載があり、台数が特定されていません。この点について、正しい台数の解釈をご教示願えませんでしょうか？	諸室リストに記載した台数（3台）は現状の台数であり、新陽子線棟[仮称]の治療計画装置の台数については、12台（8+4台）を想定しておりますが、便利かつ効率的な方法であれば、台数も含め治療計画システムの詳細は提案に委ねます。
231	60	要求水準書 第2章 別紙1 「新陽子線棟 [仮称]に整備 する諸室リス ト」						CT更衣室について6㎡と記載があります。患者1名分の更衣室としては広いようにも感じますが、その理由を教えてくださいませんか？	車いすを使用する患者も想定しております。
232	61	要求水準書 第2章 別紙1 「新陽子線棟 [仮称]に整備 する諸室リス ト」						画像処理室・画像診断室操作室について合計で50㎡程度を想定と記載があります。CT室1室分のみの操作室と画像処理室としては、広いようにも感じますが、その理由を教えてくださいませんか？	ご提案に委ねます。 画像診断操作室、治療計画室において技師の操作に支障のない面積を確保してください。
233	51	落札者決定基準	1	1	(3)			審査委員のうち、学内委員は大学内関係者との協議の上で審査を行うことになるのか、または学内委員単独での判断にて審査を行うことになるのか、いずれとなりますでしょうか？	審査に関するご質問については、回答できません。
234	52	落札者決定基準	1	1	(3)			審査委員会は委員が一堂に会して行われ、その場で各委員の判断により評点がなされるのか、または各委員は資料を持ち帰り、資料精読の上で評点がなされるのか、いずれの審査方法がなされるのでしょうか？	審査に関するご質問については、回答できません。
235	6	落札者決定基準	3	2	(2)	1)		予定価格（契約金額の上限）を超える場合は失格とありますが、予定価格の開示をお願いできますでしょうか？	(質問No.14参照)
236	53	落札者決定基準	4	2	(3)	1)	ウ	加算項目審査の項目別審査内容及び結果は入札後に各事業者にフィードバックされる予定はあるのでしょうか？	審査講評について、公表を予定しています。

連番	No	資料名	該当箇所					質問		回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
237	54	落札者決定基準	4	2	(3)	2)	ア		基礎点及び加算点の細目は入札後に各事業者にフィードバックされる予定はあるのでしょうか？	(質問No.236参照)
238	62	落札者決定基準別紙2	1					大学が目指す新陽子線治療施設の機能を満たす陽子線治療装置の性能に関する提案項目等(案)	詳細は後日公表とありますが、公表時期はいつになりますでしょうか。第2回質問等の受付とは別に質問提出の機会を設けて頂くようお願い致します。	前段については、後日公表します。後段については、ご意見として承ります。
239	1	落札者決定基準別紙2	1、2、3					大学が目指す新陽子線治療施設の機能を満たす陽子線治療装置の性能に関する提案項目等(案)	詳細は後日公表となっておりますが、いつ頃の予定でしょうか。またこの表は提案書の別紙として提出するものになるのか、提出方法について教えてください。	(質問No.238参照)
240	4	落札者決定基準別紙2	2	28-27				大学が目指す新陽子線治療施設の機能を満たす陽子線治療装置の性能に関する提案項目等(案)	ペナンプラ対応の自動化、IDとはどのようなものを期待されているか具体的に教えてください。	体表から浅い部分のペナンプラを小さくするため、付加的な機器や、フィルターを使う場合、それらが間違いなく設定されているかを機器側が確認する仕組みを想定しています。
241	3	落札者決定基準別紙2	3	30-25				大学が目指す新陽子線治療施設の機能を満たす陽子線治療装置の性能に関する提案項目等(案)	連携できるQA機器とはどのようなものを指しているか具体的に教えてください。	ご提案に委ねますが、線量分布及び処方線量を測定するQA機器については連携を希望します。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
242	26	提案書作成要領	2	1	(1)	入札提案様式1	提案書(表紙)	正本は製本の上、提出が求められておりますが、この製本は、ページの差し替え等が不可能な形であれば、その仕様等について指定はないと考えてよろしいでしょうか。	令和2年9月28日付公表の提案書作成要領（追加・修正）をご参照ください。
243	63	提案書作成要領	7	1	(2)		必須項目・加点項目提案書	詳細は後日公表とありますが、公表時期はいつになりますでしょうか。第2回質問等の受付とは別に質問提出の機会を設けて頂くようお願い致します。	令和2年9月28日付で公表しています。
244	64	提案書作成要領	9	1	(3)		入札価格に関する提出書類	詳細は後日公表とありますが、公表時期はいつになりますでしょうか。第2回質問等の受付とは別に質問提出の機会を設けて頂くようお願い致します。	(質問No.243参照)
245	65	提案書作成要領	10	1	(4)		図面集	詳細は後日公表とありますが、公表時期はいつになりますでしょうか。第2回質問等の受付とは別に質問提出の機会を設けて頂くようお願い致します。	(質問No.243参照)
246	66	提案書作成要領	11	2	(1)	①		「製本」とは、背表紙を製本テープで止める方式でよろしいでしょうか。容易に差し替えが出来ない体裁をお求めである場合には応募費用の縮減、効率化のためにも、一括ステーブラー綴じ程度としていただけないでしょうか。	(質問No.242参照)
247	27	提案書作成要領	11	2	(1)	①	I 3	入札書のただし書に「持参により提出してください」とございますが、入札説明書16ページには「郵送による入札の場合」に関する指定が記載されています。入札書の提出は持参のみなのでしょうか。又は、郵送も認められるのでしょうか。	郵送も可能と改めます。 令和2年9月28日付公表の提案書作成要領（追加・修正版）をご参照ください。
248	28	提案書作成要領	12	2	(4)			任意協力企業を特定できる表示も禁止されておりますが、入札説明書10ページ(2)7. 協力企業の項目に記載の「協力企業については、入札提案書類の提出時に明らかにするものとする」というのは、どの段階にて明らかにすればよいのでしょうか。	入札提案書類の提出時に、令和2年9月28日付公表の提案書作成要領（追加・修正版）の入札提案様式6で明らかにしてください。 なお、当該様式は審査対象外のため、審査委員へ配布することは致しません。
249	29	提案書作成要領	12	2	(6)	②		提出する電子データは①より、基本PDF形式となりますので、カット・アンド・ペーストはできませんが、コピー・アンド・ペーストと読み替えてもよろしいでしょうか。	「カット・アンド・ペースト」は「コピー・アンド・ペースト」に改めます。令和2年9月28日付公表の提案書作成要領（追加・修正版）をご参照ください。 PDFはコピー可能な形式でご提示ください。

連番	No	資料名	該 当 箇 所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
250	67	基本協定書(案)	1	第1条	(5)				「施設整備」「陽子線治療装置等調達」「陽子線治療装置等の運転・保守管理」「管理調整サポート」の各業務を受託又は請け負う企業で、SPCに出資しないものは、協力企業として参加表明できるとのことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (質問No.19参照)
251	30	基本協定書(案)	1	第1条	(6)				協力企業の定義について、入札説明書10ページの協力企業と定義が異なりますが、どちらが正でしょうか。	(質問No.19参照)
252	68	基本協定書(案)	1	第1条	(8)				構成企業とはSPCに出資するものとの記載がありますが、入札説明書には「施設整備」「陽子線治療装置等調達」「陽子線治療装置等の運転・保守管理」「管理調整サポート」の各業務に関して構成企業に受託又は請け負わせることができるとあります。よって、施設維持管理業務のみを担う企業は構成企業になれず、SPCへの出資もできないとのことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (質問No.19参照)
253	31	基本協定書(案)	1	第1条	(8)				構成企業の定義について、入札説明書6ページの構成企業はSPCへの出資を要件としておりませんが、どちらが正でしょうか。	(質問No.19参照)
254	34	基本協定書(案)	3	第4条	1				JVまたは単独企業が事業者となる場合の事業契約締結までに必要な手続きを教示ください。	事業者選定後、大学の方で選定された事業者の提案内容にあわせて基本協定書・事業契約書の修正を行った上でそれを事業者に提示し、その後は、通常の場合と同様、契約交渉を行う予定です。
255	9	基本協定書(案)	3	第4条	1				S P C の設置機関として、会計監査人の設置及び通知が求められていますが、会社法第2条における大会社に該当しない場合には、その設置及び通知は任意であるとの理解でよろしいでしょうか。なお、会計監査人を設置しない場合でも独立監査人を設置し、会計処理の適切性は担保する前提です。	内閣府のPPP/PFI推進室「契約に関するガイドライン」において、適正な会計処理等を確保するため、会社法上の大会社と同等の会計監査を受けることとなっておりますが、本事業においては会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを可とします。
256	10	基本協定書(案)	4	第4条	1	(11)			会計監査人の設置をS P C 定款に定めることが求められていますが、会社法第2条における大会社に該当しない場合には、その定めは不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.255参照)
257	6	基本協定書(案)	7	第7条	4	(5)	イ		～は、～がとありますが、「又は」でしょうか。	「又は」に修正します。
258	35	基本協定書(案)	8	第10条	1				大学が本事業の準備に関して支出したとされる費用とは、入札公告以降に生じた費用として理解してよろしいでしょうか。	入札公告前に本事業の準備に関して支出した費用も含まれます。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
259	69	事業契約書(案)	1	第5条	3				記載に内容については、貴学の帰責性が認められる場合には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	大学の帰責性に関し本契約に別段の定めがある場合はご理解のとおりです。
260	70	事業契約書(案)	2	第8条					関係者協議会の主催者は事業者であるとの理解でよろしいでしょうか。	関係者協議会の主催は大学となります。
261	71	事業契約書(案)	2	第8条					関係者協議会は定期に開催されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	定期での開催は想定しておりませんが、開催頻度については、大学及び事業者双方協議のうえ決定いたします。
262	36	事業契約書(案)	3	第9条	3				本条項と本件土地との関係についてご教示いただければ幸いです。	第9条3項を以下のように修正します。 「本件工事に、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は、事業者が負担する。ただし、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第12章の規定に従う。」 本件土地の状況が要求水準書等と一致しないことが判明した場合には、第67条及び第68条の規定に基づき処理します。
263	57	事業契約書(案)	3	第10条	1				「本契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可」には医療法やRI規制法に係る許可を含むと考えてよいでしょうか？	原子力規制庁関係のほか、構造承認、放射線管理区域、電波法等を含みますが、それに限りません。
264	58	事業契約書(案)	3	第10条	4				「大学からの要請がある場合」というのは、どのような場面が考えられますでしょうか？	各種許認可の取得、届出及びそれらの維持等に必要資料の提供及び必要書類の作成支援等を想定しております。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
265	37	事業契約書(案)	3	第10条	5				PMDAの審査に起因する遅延は不可抗力として扱えるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者においてPMDA他監督官庁の審査期間等を踏まえて許認可取得及び届出を実施していただく必要がありますので、他の不可抗力事由に該当しない限りは、第10条第5項第1文が適用されます。
266	59	事業契約書(案)	3	第10条	5				監督官庁内でのルール変更など、事業者がコントロールできない事由に伴う許認可取得遅延が生じ増加費用または損害が生じた場合、その責任を事業者が負うこととなるのでしょうか？	(質問No.265参照)
267	72	事業契約書(案)	3	第12条					管理調整業務受託者とは、参加表明時の「管理調整サポート構成企業」のことであるとの理解でよろしいですか？この企業以外は全て「第三者」となるのでしょうか？ ※以降の条項において「設計」「建設」等も同様と考えてよろしいですか。	まず、入札説明書と基本協定書(案)等との間で用語定義の不整合がありますので、入札説明書8-(1)-1)イの「構成企業」は「構成企業等」に変更し、「構成企業、協力企業」ともに含む定義に変更します。併せて、基本協定書(案)の用語にも「構成企業等」を追加し、「本事業に関しSPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者」と追記します。 上記前提のもと、前段、後段ともにご理解のとおりです。 (質問No.19参照)
268	73	事業契約書(案)	3	第12条					ここで言う「第三者」とは事業者から直接発注するものを示しており、「管理調整業務受託者」から直接下請け発注される企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	第12条の「第三者」には、「管理調整業務受託者」から業務を受託する者(再委託企業)も含まれますので、再委託を行う場合には、事前に大学の書面による承諾を取得してください。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
269	38	事業契約書(案)	4	第13条	4			本件土地に関する調査結果と齟齬を生じていたことに起因して施設整備工程に影響が出た場合契約工程の見直しをできると理解いたします。その場合の運用期間の扱いは20年のままと理解してよろしいでしょうか。	「施設維持管理・運営期間」は、運転保守管理業務開始日から事業期間の末日までとされており、「運転保守管理業務開始日」は、新陽子線棟〔仮称〕及び陽子線治療装置等の引渡し完了後、陽子線治療装置等の運転保守管理業務が実際に開始された日をいいますので、仮に建設期間開始前又は建設期間中に第13条第4項のような事象が生じた場合は、「建設期間」が変更され、その結果、「運転保守管理業務開始日」自体も変更されますので、20年の施設維持管理・運営期間は変更されません。
270	74	事業契約書(案)	4	第13条	4			「齟齬」以外に、記載されているように「合理的に予測できないもの」に起因した損害および増加費用についても貴学にて負担いただけるとのことでよろしいでしょうか。	合理的に予測できないものが発見された場合の対応等（それにより発生した増加費用も含まれます。）については、大学と事業者の協議により決定いたします。
271	18	事業契約書(案)	4	第14条	1			（第三者による事前調査の実施）について、 1 事業者は、当該調査の全部又は一部を事業提案書等に記載された「第三者に委託又は請け負わせることができる。」と記載がございますが、事業提案書等の提出時期に委託先の測量会社や地盤調査会社を確定し、事業計画書等に記載が必要でしょうか。 委託先との契約折衝などもあるため、事業提案書提出時には未決の可能性も考えられます。その場合「測量会社：未定または協議中」などの記載では不可でしょうか。	ご質問を踏まえ、事前調査を実施する法人については事業提案書に記載することを必須としないこととします。 なお、当該規定は以下のように修正します。 第14条 1 事業者は、前条に規定する事前調査業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。この場合、事業者は、事前調査業務を実施する者を決定した後速やかに、大学に対して、当該第三者の名称、当該第三者の実施する事前調査業務の内容その他大学の要求する事項を通知しなければならない。 2 前項に基づき、事前調査業務の全部又は一部を受託又は請け負った第三者が、さらに当該事前調査業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合、事業者は、当該第三者を決定した後速やかに、大学に対して、当該第三者の名称、当該第三者の実施する事前調査業務の内容その他大学の要求する事項を通知しなければならない。
272	75	事業契約書(案)	4	第14条	1			「事業提案書等に記載された第三者」とありますが、事業提案書に記載されていない企業に対しても委託または請け負わせることができることとしていただけないでしょうか。	(質問No.271参照)
273	76	事業契約書(案)	5	第15条				「近隣」とはどの範囲までを想定されているのでしょうか？	近隣の範囲についての具体的な想定はありません。 建設工事において、工事の内容により事業者側の経験を元に影響範囲を想定したうえで、近隣対策を実施して下さい。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
274	55	事業契約書(案)	5	第15条	3			新陽子線棟〔仮称〕の設置自体への反対に起因する苦情（建設反対運動など）について、費用の負担については大学側と規定されていますが、窓口対応は第15条第3項本文に基づき事業者側となるのでしょうか？（建設反対運動の窓口は大学側の方が適切のように思われます。）	大学側で苦情対応の窓口を設ける予定はないため、第1次的な窓口（苦情の受付）は全て事業者側で実施してください。事業者が苦情を受け付けた後、当該苦情の内意用が新陽子線棟〔仮称〕の設置自体への反対に起因する苦情（建設反対運動など）であった場合、大学がその後の対応を行います。
275	39	事業契約書(案)	5	第15条	3			苦情については、但書の部分も含め事業者が実施し、大学は費用だけ負担することになっております。事業者の作業負担として過大でないかと考えますが、ご検討いただけますと幸いです。	(質問No.274参照)
276	19	事業契約書(案)	5	第17条	2			(第三者による設計業務の実施) について、 1 事業者は、設計業務を受託者以外の者には実施させてはならない。但し、事前に大学の書面による承諾を得た場合に限り、設計受託者 以外の者（以下、本条において「第三者」という。）に、設計業務の一部 を実施させることができる。 と記載がございますが、「事前に」とは事業提案書の提出時期ではないと理解してよろしいでしょうか。	(質問No.271参照)
277	77	事業契約書(案)	7	第22条	3			「これに代わるもの」とは証券の写しが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、証券の写しを提出される場合には、原本証明も併せてご提出ください。
278	20	事業契約書(案)	8	第24条	3			(第三者による建設業務の実施) について、 1 事業者は、本件工事を工事請負人以外の者には実施させてはならない。但し、事前に大学の書面による 承諾を得た場合 承諾を得た場合に限り、工事請負人以外の者（下本条において、「第三者」という。）に、本件工事の一部 を実施させることができる。 と記載がございますが、「事前に」とは事業提案書の提出時期ではないと理解してよろしいでしょうか。	(質問No.271参照)
279	40	事業契約書(案)	11	第6節			脚注	分割引き渡しの場合、分割の考え方は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、事業者提案を踏まえて、事業契約に係る契約交渉時に協議の上決定いたします。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
280	78	事業契約書(案)	11	第6節			脚注	脚注に「・・・提案により、陽子線治療装置等の引渡しの時点が建物の引渡し時点と異なる場合は、それに応じて修正します。」とあります。建物の引渡しは事業者コミショニング開始時にお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たすことが確認できる場合に限り提案を認めます。
281	79	事業契約書(案)	11	第6節			脚注	第6節の脚注に「陽子線治療装置等の引き渡し時点が建物の引き渡し時点と異なる場合」とあり、陽子線治療装置等と建物の引き渡し時期を異なる時期にする提案も可能と理解しますが、その場合には事業期間としては、建物引き渡し後、建物維持管理業務が開始された日から20年間は事業期間と理解してよろしいでしょうか。それとも陽子線治療装置等を引き渡してから20年間と理解すればよろしいでしょうか。	別紙1第1項（「運転・保守管理業務開始日」）及び第32項（「施設維持管理・運営期間」）の定義をご参照下さい。新陽子線棟〔仮称〕（建物）及び陽子線治療装置等の引渡し完了後、陽子線治療装置等の運転保守・管理業務が実際に開始された日から20年となります。
282	7	事業契約書(案)	12	第37条	2			事業者は、大学が新陽子線棟〔仮称〕の所有権の保存登記を行う場合、これに協力する。とありますが、登記を予定されているのでしょうか。また、どのような協力を想定されていますでしょうか（登記申請に関する資料提供等でしょうか）。	新陽子線棟〔仮称〕の所有権の保存登記を大学が実施することを予定しております。事業者には登記申請に関する資料提供及び必要書類の作成支援等の協力を想定しております。
283	41	事業契約書(案)	13	第38条	4			事業者の責に帰すべき事由による施設引渡しの遅延に起因して運転保守維持管理の開始日が遅延した場合の第43条4項の3（2）の遅延損害との関係についてご教示ください。損害請求額につき、上限設定の追記していただけませんか。	原案のとおりとします。
284	60	事業契約書(案)	13	第38条	4			許認可取得において監督官庁内でのルール変更など、事業者がコントロールできない事由に伴う許認可取得遅延が生じ、新陽子線棟の引渡し遅延に繋がる場合、事業者はその遅延責任を負うこととなるのでしょうか？	（質問No.265参照）

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質 問			回 答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他				
285	42	事業契約書(案)	13	第39条	3					「不適合の程度に応じて 施設整備費 A 及び調達業務費の減額を請求することができる。」との記載がありますが、減額費用については貴学と事業者間での協議のうえで決定するとの理解でよろしいでしょうか。	第39条第3項記載のとおり、大学が不適合の程度に応じて減額金額を決定します。
286	43	事業契約書(案)	14	第39条	4					装置については国交省の建築請負約款に沿い、1年にしていただけないでしょうか。	陽子線治療装置についての契約不適合責任は、1年に修正します。
287	44	事業契約書(案)	16	第43条	3	(2)				事業者の責に帰すべき事由による施設引渡し遅延に起因する損害金及び運転・保守・維持管理開始日遅延に起因する損害金は事業者に対して二重に負担がかかるということの意味するのでしょうか。	新陽子線棟〔仮称〕（陽子線線治療装置等を含む。以下、本回答において同じ。）が事業者の責めに帰すべき事由により新陽子線棟〔仮称〕引渡期限日より遅延する場合、大学は、事業者に対し、第38条第4項に基づく遅延損害金を請求することができますが、同時に、大学及び事業者は、同条第1項及び第2項に基づき、運転保守管理業務開始日を含む日程の調整を行い、新たな運転保守管理業務開始予定日を定めることとなります。従いまして、新陽子線棟〔仮称〕の引渡し遅延のみに起因とする運転保守管理業務開始日遅延は生じないこととなります。 他方で、新陽子線棟〔仮称〕の引渡し遅延が判明し、運転保守管理業務開始予定日を変更した後に、さらに事業者の責めに帰すべき事由により、運転保守管理業務開始日が運転保守管理業務開始予定日より遅延した場合、それは、新陽子線棟〔仮称〕の引渡し遅延に起因するものではなく別の原因による遅延であると考えられますので、この場合、大学は、事業者に対し、第43条第3項に基づく遅延損害金を請求することができます。
288	45	事業契約書(案)	16	第43条	3	(2)				運転保守開始日の遅れによる大学が負担した損害には、医業収入や人件費等を含む間接的な損害は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	相当因果関係の範囲内の損害は含まれます。
289	46	事業契約書(案)	16	第43条	3	(2)				「大学が負担した陽子線治療装置等の運転・保守管理業務にかかる増加費用及び損害に相当する額が上記遅延損害金の金額を超過する場合は、事業者は大学に対し、かかる超過額を支払う。」との記載がありますが、損害請求額につき、上限設定の追記していただけないでしょうか。	原案のとおりといたします。
290	61	事業契約書(案)	16	第43条	3	(2)				新陽子線施設の引渡し遅延が生じ、陽子線治療装置の運転・保守管理業務開始が予定日より遅れる場合、事業者は第38条4項に記載の遅延損害金と本項に記載の遅延損害金の二重負担になるものと考えてよいでしょうか？	(質問No.287参照)

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
291	8	事業契約書(案)	19 23	第48条 第54条	4			年間総括書の提出日(●営業日まで)については、落札後の協議により日程を定めたいと記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	62	事業契約書(案)	19	第49条	1			「(光熱水費については大学が負担する。)」とありますが、要求水準書にて記載の通り、陽子線治療装置に係る電気料金は事業者負担としてそれ以外の建屋設備に要する光熱水費は大学負担という理解でよろしいでしょうか?	費用負担の切り分けの基本的な考え方はご理解のとおりです。
293	47	事業契約書(案)	20	第49条	3	(2)		事業者の責に帰すべき事由による施設引渡し遅延に起因する損害金及び施設維持管理開始日遅延に起因する損害金は事業者に対して二重に負担がかかるということの意味するのでしょうか。	(質問No.287参照)
294	48	事業契約書(案)	20	第49条	3	(2)		施設維持管理開始日の遅れによる大学が負担した損害には、医業収入や人件費等を含む間接的な損害は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.288参照)
295	49	事業契約書(案)	20	第49条	3	(2)		「大学が負担した施設維持管理業務にかかる増加費用及び損害に相当する額が上記遅延損害金の金額を超過する場合は、事業者は大学に対し、かかる超過額を支払う。」との記載がありますが、損害請求額につき、上限設定の追記していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
296	50	事業契約書(案)	23	第55条				第三者に生じた損害とは、別紙4で定める「保証する損害」に記載された内容との理解でよろしいでしょうか。また、債務不履行の原則に従い、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、第三者への損害を賠償する責任を負わないことよろしいでしょうか。	前段については、第三者賠償保険の対象となる場合とならない場合があります。後段については、事業者と第三者間の問題になると考えます。
297	9	事業契約書(案)	23	第56条				「別紙7に従って算定される金額(但し、別紙8の定めに従い減額されることがある。)」とありますが、施設整備費A、施設整備費B、調達業務費のサービス対価については、モニタリングによる減額対象にはならないという理解で宜しいでしょうか。	後日公表する、事業契約書(案)別紙8「モニタリング基本計画書」を参照してください。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
298	51	事業契約書(案)	24	第57条	1			この「本事業に係る費用」というのは、サービス対価そのものではなく、事業者が支出を免れた費用を指すという理解でよろしいでしょうか。また、具体的な事例を示していただけると幸いです。	第1文は、サービス対価そのものを含みます。 第2文は、例えば、不可抗力により建物の一部が壊れ、一定期間その部分に係る施設維持管理業務の実施が不要となった場合、大学側は、一定期間、施設維持管理業務の一部の提供を受けていないということになりますので、サービス対価から、維持管理業務の実施が不要とされた分に相当する費用が減額されるということが考えられます。
299	52	事業契約書(案)	27	第59条	5			大学が被った損害には、医業収入や人件費等を含む間接的な損害は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.288参照)
300	53	事業契約書(案)	27	第59条	5			「大学が被った損害の額が前2項の違約金の額を超過する場合は、大学は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、・・・」との記載がありますが、損害請求額につき、上限設定の追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
301	10	事業契約書(案)	27	第59条	3、4			出来形にはそれまでに要した合理的な費用(建中金利、資金調達に要する費用等)が含まれると理解して宜しいでしょうか。	ご質問の費用(建中金利、資金調達に要する費用等)は含まれません。
302	12	事業契約書(案)	27	第59条	3、4、6			「大学が本施設の出来高部分を買収しない場合」とはどのような場合を想定していますでしょうか。	出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値のないもの若しくは利用に適さないものに該当する場合、又は出来形部分に不適合部分があり、当該不適合部分を改造するのに多額の費用が生じる場合、残工事のために不適合部分を撤去する必要がある場合、設計図書と大きく異なっていて使用できない場合等、出来形部分を大学に引き渡すことにより大学が不利益を被るような場合を想定しています。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
303	11	事業契約書(案)	28	第59条	7				「大学は、当該違約金及び『事業者に支払うべきサービス対価の残額』を対当額で相殺することにより決裁することができる。この場合において、相殺後の残額がある場合は、～」との記載について確認です。ここでの規定は、事業契約が事業期間中に解除された場合であっても、①新陽子線棟〔仮称〕及び陽子線治療装置等の引渡し後においては、施設整備費A及び調達業務費の残額が、②既存陽子線棟の改修工事の終了後は、施設整備費Bの残額が、（事業者帰責による解除の場合は違約金との相殺はあるものの）大学から事業者に対してそれぞれ支払われるという理解でよろしいでしょうか。	第59条第8項に規定されているとおり、違約金を超える損害額がある場合は、大学が事業者を支払うべきサービス対価の残額と相殺をするとありますので、第59条第7項及び第8項に基づき相殺した後に残額があれば事業者を支払うということになります。
304	11	事業契約書(案)	28	第59条	7				新陽子線棟及び陽子線治療装置等の引渡後に解除となった場合、陽子線治療装置等の運転・保守管理業務費、新陽子線の施設維持管理費及び業務全体の管理調整業務費の残額に消費税等相当額を加算した額の10%に相当する金額を違約金として支払うとありますが、他案件と比較しても、残額の10%は過大であり、事業への参入障壁となりかねません。年間額の10%相当額としていただけないでしょうか。	事業契約書については全体に落札者と契約協議段階で協議するものになりますが、本校については運転保守相当分の単年度業務費の10%に修正することを検討します。
305	54	事業契約書(案)	28	第59条	8				「大学が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、大学は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、・・・」との記載がありますが、損害請求額につき、上限設定の追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
306	55	事業契約書(案)	28	第59条	8				この損害賠償請求は、事業者の責めに帰すべき事由がある場合に限るという理解でよろしいでしょうか。また、違約金額を超える額は免責とさせていただきますでしょうか。	第1文はご理解のとおりです。第2文は、原案のとおりとします。
307	12	事業契約書(案)	28	第60条 第61条 第62条	2				「新陽子線棟〔仮称〕が大学に引き渡されておらず、かつ新陽子線棟〔仮称〕の出来形部分及び陽子線治療装置等が存在する場合、大学は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる」とありますが、当該検査合格分については、買い受けただけという理解で宜しいでしょうか。	新陽子線棟〔仮称〕の出来形部分及び陽子線治療装置等の大学による買取の範囲は、大学が決定します。 もともと、仮に買取の対象とならなかったとしても、第60条の場合は、大学の帰責性に基づく解除の場合ですので、債務不履行により事業者が被った損害については、第60条第5項により大学に合理的な範囲で請求することができます。第61条及び第62条により解除された場合に発生した損害については、別紙10及び11に従って処理されます。

連番	No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
308	13	事業契約書(案)	28	第60条 第61条 第62条	3				「既存陽子線棟の改修工事が終了しておらず、かつ既存陽子線棟の改修工事の出来形部分が存在する場合、大学は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる」とありますが、当該検査合格分については、買い受けいただけるという理解で宜しいでしょうか。	既存陽子線棟の改修工事の出来形部分の大学による買取の範囲は、大学が決定します。もともと、仮に買取の対象とならなかったとしても、第60条の場合は、大学の帰責性に基づく解除の場合ですので、債務不履行により事業者が被った損害については、第60条第5項により大学に合理的な範囲で請求することができます。第61条及び第62条により解除された場合に発生した損害については、別紙10及び11に従って処理されます。
309	14	事業契約書(案)	28	第60条 第61条 第62条	2、3				出来形にはそれまでに要した合理的な費用（建中金利、資金調達に要する費用等）が含まれると理解してよろしいでしょうか。	含まれません。なお、第60条により解除された場合は、解除により被った損害として、同条第5項に従い大学に合理的な費用を請求することができますし、第61条及び第62条により解除された場合も、各規定における合理的な損害に該当するものとして、同規定に従い処理されます。
310	56	事業契約書(案)	29	第61条 別紙10					「本事業に直接関係する法令」とは、具体的には、薬機法、放射線障害防止法、医療法、建設業法、消費税法などが想定しますが、貴学での具体的な想定事例をご教示いただけないでしょうか。	ご質問に記載の例示の中では、薬機法、放射線障害防止法、医療法、消費税が該当します。ほかには放射性同位元素等規制法などを想定しています。
311	57	事業契約書(案)	30	第62条 別紙11					「不可抗力事由が発生した場合、事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害若しくは増加費用については事業者が負担するものとする。」は事業者としては受け入れがたいため削除いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。

連番	No	資料名	該 当 箇 所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
312	58	事業契約書(案)	30	第62条 別紙11					「不可抗力事由が発生した場合、事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害若しくは増加費用については事業者が負担するものとする。」との記載がありますが、事業者の責めに帰すべき事由の具体例をご教示ください。	不可抗力事由発生後、事業者の帰責性に起因して対応が遅れ、損害が拡大したような場合、当該拡大部分の損害については、不可抗力による費用負担とはならず、事業者が負担するという趣旨です。
313	61	事業契約書(案)	32	第65条					「本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等」とは、事業者が発生する費用のみと理解してよろしいでしょうか。	本契約に別段の定めがない場合はご理解のとおりです。
314	15	事業契約書(案)	32	第67条	1	2			本件土地又は既存陽子線棟の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む）とありますが、現段階で本事業への影響は想定されていないという理解で宜しいでしょうか。	建設工事に伴う埋蔵文化財、汚染された土壌及び地中障害物は想定しておりません。ただし、土壌汚染調査は必要です。
315	32	事業契約書(案)	35	第71条					新陽子線棟の治療装置の運転・保守及び施設維持管理業務に対する履行保証保険は付保しなくてもよろしいのでしょうか。	新陽子線棟の治療装置に対する運転・保守の履行保証保険については、稼働補償保険の付保も含めご提案に委ねます。施設維持管理業務に対する履行保証保険は義務づけておりません。
316	80	事業契約書(案)	35	第71条					履行保証保険については、SPCを設立しない場合には、事業契約締結当事者が貴学を被保険者とする保険契約をすれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合においても、事業契約書（案）の第71条に規定されているとおりです。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
317	62	事業契約書(案)	36	第72条	2			「かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から当該法令変更に係る法令施行日の14日前までに法令変更に対する対応方法について合意が成立しない場合は、大学が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。」については第8条を適用することが適切と考えますので削除いただけませんか。	原案のとおりとします。なお、第72条第2項における「協議」には、第8条の関係者協議会における協議も含まれます。
318	63	事業契約書(案)	37	第74条	2			「かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から14日以内に不可抗力に対する対応方法について合意が成立しない場合は、大学が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。」については第8条を適用することが適切と考えますので削除いただけませんか。	原案のとおりとします。なお、第74条第2項における「協議」には、第8条の関係者協議会における協議も含まれます。
319	64	事業契約書(案)	38	第77条	2			「事業者に不利益を被らない範囲で」の文言を追記戴きたくお願いいたします。	原案のとおりとします。
320	59	事業契約書(案)	38	第81条				括弧が片側しかありませんので、条文の見直ししていただけませんか。	「をいう。）」を削除します。
321	60	事業契約書(案)	38	第81条別紙10				消費税率の変更による消費税及び地方消費税増額分は事業に直接関係する法令変更として大学の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	16	事業契約書(案)	39	第84条				特別目的会社を設立しない場合に提出する本事業に係る年間業務報告書は運転・保守管理業務年間業務計画書及び施設維持管理業務年間業務計画書と同義と理解してよろしいでしょうか。 また、収支に関する計算書類とはどのようなものでしょうか。	本事業に係る年間業務報告書とは、業務ごとではなく事業全体の年間業務報告書になります。また、収支に関する計算書類については、本事業の収支関係を別途まとめていただくことを想定しておりますが、大学及び事業者が双方協議のうえ決定することとなります。
323	56	事業契約書(案)別紙1	46	No.57				57「不可抗力」の定義に関して、コロナウイルスの流行が不可抗力に該当するものと考えられますでしょうか？	内閣府から令和2年7月7日に発出された「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」の指針に沿って対応いたします。
324	81	事業契約書(案)別紙1	46	No.57				不可抗力には、今般のコロナ禍のような感染症によるものも含まれるのでしょうか？含まれない場合にはコロナ禍のような感染症による損害や増加費用の負担は貴学と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.323参照)

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
325	17	事業契約書(案)別紙1	46	No.57				「不可抗力」の定義に、新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症も含まれているという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.323参照)
326	19	事業契約書(案)別紙7	1					サービス対価の構成を示す表中、施設整備費Aの内訳について、施設整備費Bおよび調達業務費と異なり、「融資組成手数料」が明記されておりませんが、「事業者の資金調達に要する費用」に「融資組成手数料」も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 認識の齟齬がないよう追記し、後日公表します。
327	18	事業契約書(案)別紙7	1	1	(1)			新陽子線棟〔仮称〕の整備業務費に「新陽子線棟〔仮称〕の整備に係る既存施設の改修及びその他関連業務費」とありますが、既存施設の改修は別途項目がございますので、「新陽子線棟〔仮称〕の整備及びその他関連業務費」という理解でしょうか。	「新陽子線棟〔仮称〕の整備に係る既存施設の改修及びその他関連業務費」とは、新陽子線棟と既存陽子線棟の渡り廊等の整備、道連れになる既存棟の接続部分の工事が該当します。 上記費用については、新陽子線棟〔仮称〕の整備業務費に計上してください。
328	82	事業契約書(案)別紙7	2	1	(1)			業務全体の管理調整業務費 管理調整業務費Aの内訳に「事業者が付保する保険料等」と記載がありますが、履行保証保険料は該当するでしょうか。もしくは履行保証保険料については管理調整業務費Bの内訳「事業者の開業に伴う諸費用」に該当するでしょうか。	入札説明書等で義務付けている保険の他、事業者自らが任意で加入する保険も含め、事業者が付保する保険料については管理調整業務費Aに計上してください。
329	63	事業契約書(案)別紙7	2	1	(2)	1)		「施設整備費Aは、事業期間にわたり、半年賦払い（年2回、全40回）に分けて支払うことを予定している。」と記載がありますが、本業務の事業期間は46ヶ月+20年間であり、支払日の起点をご教示願えませんでしょうか？	事業者の提案する工期によりますが、入札説明書に示す規定では、令和7年(2025年)9月末が第1回目を想定しています。
330	19	事業契約書(案)別紙7	2	1	(2)	1)		引渡日が入札説明書記載の通り令和7年5月1日とすると、初回の支払対象期間は、令和7年5月1日から令和7年9月30日の5ヵ月分。 上記を第1回目として、年2回、全40回のお支払ですので、最終回の支払対象期間は、令和26年10月から令和27年3月。令和27年10月の事業終了の約半年前に最終支払対象期間が終了するという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に示す事業終了時期の「令和27年10月30日」は「令和27年4月30日」の誤りですので、入札説明書を修正します。 なお、入札説明書に示す規定では、令和27年3月末が最終回となります。

連番	No	資料名	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
331	13	事業契約書(案) 別紙7	2	1	(2)	8)			「各サービス対価に係る消費税及び地方消費税は、各対価の支払いと同時期に併せて支払うもの」とのことですが、長期の割賦払対象となっております新陽子線棟〔仮称〕の建物及び陽子線治療装置等の対価、既存陽子線棟の改修対価に係る消費税等額は、貴学からの支払を受けていなくても、貴学への引渡し年度において、貴学から全額の入金がなされたものとして、申告・納付が必要となります。 (=消費税等の申告納付用の資金調達が必要となり、当該調達資金を、貴学からの割賦払に併せて支払われる消費税等額分で、返済することになるため、本事業に不相当な金利分を、サービス対価の対象費用として請求せざるを得なくなります。) そこで、施設整備費A、施設整備費B及び調達業務費に係る消費税等相当額については、その全額を割賦支払の第1回目にお支払い頂けないでしょうか。 (結果として、貴学にとっても総事業費の縮減につながるメリットがあると思料いたします。)	消費税分も延払いとなります。
332	20	事業契約書(案) 別紙7	3	1	(2)	1)			2021年以降にLIBOR廃止になった場合の代替の指標のお考えがありますでしょうか。	現段階でLIBORに代わる指標を用いるか否かは確定しておりません。監督官庁とも協議しながら、可能な限り早い段階に方針を公表します。
333	11	事業契約書(案) 別紙7	3	1	(2)	1)			施設整備費A、施設整備費B、調達業務費それぞれの割賦手数料の確定時においては、基準金利となるLIBORの廃止が予定されていますが、その場合、代替金利(指標)については、どのような金利(指標)を用いる予定でしょうか。	(質問No.332参照)
334	65	事業契約書(案) 別紙7	3	1	(2)	2)			新治療棟での治療開始前に、既存棟の改修業務を先行実施は可能でしょうか。新治療棟での治療開始前に既存棟の診察室を整備することで、新治療棟での治療開始をスムーズに進めることが可能と考えております。	診療への影響が生じないことを前提に、事業者提案に委ねます。
335	64	事業契約書(案) 別紙7	4	1	(2)	3)			「調達業務費は、事業期間にわたり、半年賦払い(年2回、全40回)に分けて支払うことを予定している。」と記載がありますが、本業務の事業期間は46ヶ月+20年間であり、支払日の起点をご教示願えませんでしょうか?	(質問No.329参照)
336	21	事業契約書(案) 別紙7	4	1	(2)	3)			引渡日が入札説明書記載の通り令和7年5月1日とすると、初回の支払対象期間は、令和7年5月1日から令和7年9月30日の5ヵ月分。 上記を第1回目として、年2回、全40回のお支払ですので、最終回の支払対象期間は、令和26年10月から令和27年3月。令和27年10月の事業終了の約半年前に最終支払対象期間が終了するという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に示す事業終了時期の「令和27年10月30日」は「令和27年4月30日」の誤りですので、入札説明書を修正します。 なお、入札説明書に示す規定では、令和27年3月末が最終回となります。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
337	65	事業契約書(案) 別紙7	4	1	(2)	4)			「運転・保守管理業務費Aについては、新陽子線棟[仮称]の治療開始後の稼働実績を踏まえて従量払いに変更することを予定している。」とありますが、具体的な方針をご教示願えませんでしょうか？	令和2年8月7日に公表した事業契約書(案)別紙7に記載のとおり、「新陽子線棟[仮称]の治療開始後3年程度が経過した時点で、大学、事業者間で協議の上、大学が決定するものとする。」と規定しております。
338	83	事業契約書(案) 別紙7	4	1	(2)	5)			詳細は後日公表とありますが、公表時期はいつになりますでしょうか。また、後日公表とされている資料等については9月1日付で締め切られる質疑提出とは別に質疑の機会が設けていただきたいのですがよろしいでしょうか。	令和2年8月7日に公表しました。後段についてはご意見として承ります。
339	66	事業契約書(案) 別紙7	5	1	(2)	6)			建物の引渡し時期を装置よりも前倒しすることは可能でしょうか。この場合、建物の早期引き渡しに伴う施設維持管理期間のスタート時期は、装置保守運用期間よりも先に開始されるため、装置保守運用期間よりも終了時期が早くなりますが、ご理解いただけますでしょうか。また、装置保守運用期間と建物維持管理期間を一致させる場合には、先に終了時期を迎える方に合わせることでよろしいでしょうか。	建物の引渡し時期を装置よりも前倒しにする意図が不明ですが、仮に引渡し時期が異なる場合の維持管理期間は、最後に引渡しを受けた時点より20年間となります。また、工期の短縮提案は以下の3つの条件を満たすことを求めます。 ①引渡しから全期間に亘り、年間400人を治療可能なこと。(既存陽子線棟との併用を含む) ②工期短縮によって、契約電気容量及び運転・保守費の負担を増を抑制するための工夫が最大限なされていること ③患者・医療従事者の館内移動への配慮すること

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
340	22	事業契約書(案) 別紙7	5	1	(2)	7)		<p>事業者の開業に伴う諸費用は、事業契約締結後の一括で支払う、令和3年3月1日以降に事業者が大学に請求書を送付し、大学は請求書受領後40日以内に支払うとありますが、事業契約の締結は令和3年6月を予定されておりますので、請求可能期間は令和3年6月以降ということでしょうか。</p> <p>また、いつ（初年度、次年度以降）請求するかは、事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>上記と関連しますが、開業に伴う諸費用とはどのような定義でしょうか。</p> <p>SPCを設立する場合は、SPC設立費（創業費）のみとなるのか、それとも開業とあるので、創業費のみならず治療が開始されるまでに要する費用（弁護士費用等）も含まれるのでしょうか。</p> <p>また、事業者の運営費（人件費、一般管理費、事務費、保険料等）とありますが、建中金利等の営業外費用も含めても宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については以下のとおりです。</p> <p>「令和3年3月1日以降に事業者が・・・」は誤りです。正しくは、「令和3年7月以降に事業者が・・・」になります。事業契約書（案）別紙7「サービス対価の算定及び支払方法等」の記載を修正します。なお、請求日は事業者の提案によります。</p> <p>後段については、詳細は令和2年9月28日付公表の提案書作成要領（追加・修正版）をご参照ください。</p> <p>なお、管理調整業務費Bについては、事業契約締結までに発生した費用を想定しています。</p> <p>ご質問にある費用のうち、事業契約締結後に発生する費用は管理調整業務Aとして計上される費目と思われま。</p> <p>また、ご質問にある「建中金利」は事業契約書(案)別紙7に記載のとおり、施設整備費A、施設整備費B、または調達業務費の中で計上して頂くことを想定します。</p>
341	12	事業契約書(案) 別紙7	5	1	(2)	7)	イ	<p>入札参加者による提案内容の公平性を確保するために、管理調整業務費Bとして支払われる「事業者の開業に伴う諸費用」の対象について、ご教示くださいます様、宜しくお願いします。</p>	(No.340後段参照)
342	23	事業契約書(案) 別紙7	5	1	(2)	8)		<p>平成30年の税制改正により、法人税・消費税ともに延払基準が廃止されました。従来は延払基準を選択（還付申告）し、構成企業等に支払う業務対価の消費税分を短期ローンで調達していましたが、税制改正によりそれができなくなりました。</p> <p>消費税分を割賦元本の支払いと同時期とされる場合、消費税分の資金調達を長期ローンで対応せざる負えず、事業者に消費税借入分の金利変動リスクが発生することになります。</p> <p>このリスクを入札価格に転嫁せざる負えない場合、コストアップにつながりますので、割賦元本に対する消費税部分を一括でお支払頂くご検討をお願いします。</p> <p>仮に、延払いとなる場合は、消費税分の金利リスクが発生するので、（割賦元本+消費税）を割賦元本として割賦金利の算定をするものとさせていただきます。</p>	消費税分も延払いとなります。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
343	23	事業契約書(案) 別紙8						別紙8につき現在開示がございませんが、施設整備費A、施設整備費B、調達業務費のサービス対価につきましては、モニタリングによる減額は生じないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
344	24	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)			物価変動によるサービス対価の改定に施設整備費A及びBの改定がありますが、調達業務費は改定の対象外なのでしょうか。	物価変動の根拠となる公表データが存在しないため、改定の対象外です。
345	25	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)			日本国内における賃金水準又は物価水準の著しい変動により新棟工事関連費及び既存棟陽子線棟工事関連費が不相当となったときとありますので、対象は工事費・工事監理費という理解でしょうか。	工事監理費は該当せず工事費のみが対象となります。
346	14	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)			施設整備費A及びBが物価変動により増額された場合は、これに伴う割賦手数料も増額いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	15	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)			施設整備費A及びBが物価変動により増額された場合に、協議により当該増加分のみ一括でお支払いいただくことも可能との理解でよろしいでしょうか。大学にとっても施設整備費の増額分にかかる割賦手数料負担が生じないといったメリットがあると思料いたします。	金額次第ですが、一括支払について協議の余地はあると考えています。
348	16	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)			施設整備費A及び施設整備費Bの改定に用いる具体的な物価指数等の指標は、事業者からの提案に基づき協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	6	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)	(2)		物価変動等に伴う施設整備費A及び施設整備費Bの改定に用いる物価指数指標をご教示頂けます様、お願い致します。	(質問No.348参照)
350	33	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)	(2)		物価変動を判定する指標について、明記がございませんのでご教示ください。	(質問No.348参照)
351	17	事業契約書(案) 別紙9	2	1	2)	(1)		「改定基準となる物価指標は毎年10月1日時点での最新の公表値」とのことですが、速報値としての公表分は含まずに、確報値の最新公表分との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
352	18	事業契約書(案)別紙9	2	1	2)	(4)		「改定率の絶対値が3.0%を超える場合」が物価指標による改定対象とのことですが、年率3.0%超の変動が生じた物価指標はほとんどありません。施設整備費A及び施設整備費Bに対する物価変動による改定と同様に、「改定率の絶対値が1.5%を超える場合」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
353	67	事業契約書(案)別紙9	2	2		(1)		「陽子線施設における患者及び疾病動向の大幅な変化等諸般の事情を勘案して」との記載がありますが、このリスクは大学側リスクに当たり、事業者として受け入れ難いため、削除していただけませんか。	原案のとおりとしますが、サービス対価に影響が生じた場合にのみの規定とご理解ください。
354	9	事業契約書(案)別紙9	2	2		(1)		陽子線施設における患者及び疾病動向の大幅な変化諸般の事情勘案でのサービス対価改定リスクは民間事業者で負うことは不可です。上記理由でのサービス対価改定対象から、除外をお願いしますでしょうか？	(質問No.353参照)
355	19	事業契約書(案)別紙9	2	2		(2)		「協議において合意が成立しない場合、(略)書面により事業者に対して通知する。」とのことですが、協議期間として、協議開始の日からどの程度の日数を設けて頂けるのでしょうか。	具体的な期間を示す予定はございませんが、合理的な協議期間は確保します。
356	20	事業契約書(案)別紙9	3	3		(1)		医療保険制度の改正によるサービス対価の見直しの対象について、ご教示くださいます様、よろしく申し上げます。	医療保険制度の改正も法令変更に該当しますが、他の法令等と比べ、病院事業に直接的に影響がある改正ですので、大学・事業者ともに協議の申入れを可能としております。なお、本事業の事業範囲を鑑みると、現時点では診療報酬改定や支払方法の変更(DPCからDRGへの変更など)など、医療保険制度の改正でサービス対価の改定を行う可能性はそれ程ございませんが、事業期間を通じて全く起こりえないとも言い切れないことから本規定を設けております。なお、医療保険制度の改定により、病院収益が仮に減少し、病院の収支に影響が生じたことを以って、大学が本規定の協議を申し入れるという趣旨ではなく、そのような場合には、基本的には要求水準及び業務範囲の変更等の協議を行うこととなります。したがって、あくまで医療保険制度の改正により、サービス対価に影響が生じた場合にのみの規定とご理解ください。
357	68	事業契約書(案)別紙9	3	3		(1)		「医療保険制度の改正によりサービスの対価見直し」については、大学側リスクに当たり、事業者として受け入れ難いため、削除していただけませんか。	(質問No.356参照)

連番	No	資料名	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他			
358	10	事業契約書(案)別紙9	3	3		(1)			リスク分担表、制度関連リスク、診療単価変動は、貴学リスク負担と記載されております。医療保険制度改正(減額想定)でのサービス対価の改定リスクは民間事業者で負うことは不可です。上記理由でのサービス対価改定対象から、除外をお願いできますでしょうか？	(質問No.356参照)
359	21	事業契約書(案)別紙9	3	3		(3)			「協議において合意が成立しない場合、(略)書面により事業者に対して通知する。」とのことですが、協議期間として、協議開始の日からどの程度の日数を設けて頂けるのでしょうか。	(質問No.355参照)
360	22	事業契約書(案)別紙9	3	4		(2)			「協議において合意が成立しない場合、(略)書面により事業者に対して通知する。」とのことですが、協議期間として、協議開始の日からどの程度の日数を設けて頂けるのでしょうか。	(質問No.355参照)
361	23	事業契約書(案)別紙9	3	5					「詳細は後日公表」となっていますが、公表予定時期はいつ頃でしょうか。	令和2年8月24日付けで公表しています。
362	24	事業契約書(案)別紙9	4	6		(1)			サービス対価の前提条件に想定外の変化が生じた場合、見直し対象とするサービス対価に「調達業務費」が含まれておりません。本事業の背景や目的を踏まえ、「調達業務費」も見直し対象になるとともに、その調達に必要な合理的な経費についても、貴学との協議対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	外国為替の変動など、合理的な経費についても協議の申し入れは可能です。
363	25	事業契約書(案)別紙9	4	6		(2)			「協議において合意が成立しない場合、(略)書面により事業者に対して通知する。」とのことですが、協議期間として、協議開始の日からどの程度の日数を設けて頂けるのでしょうか。	(質問No.355参照)
364	66	事業契約書(案)別紙11		(1)					「・・・の合計の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとする・・・」とありますが、不可抗力に起因する事項を事業者が負担する理由はどのようなことなのでしょうか？	不可抗力は、大学の責めに帰すべき事由でもなく、また、不可抗力が発生した場合、事業者においては不可抗力により発生する損害を最小限にとどめていただく必要がございますので、このような規定としています。
365	69	リスク分担表		全般					リスク分担表のリスク区分として、大学および民間に含まれないリスク(例えば第三者、等によるリスク)について、全て民間とせず、「お互いにリスクを分担し、協議する場を設ける」等をご検討いただけますと幸いです。	「リスク分担表」は本事業における大学と民間の責任関係についての概念を一覧として取りまとめたものであり、個別の規定については、事業契約書(案)をご参照ください。

連番	No	資料名	該当箇所				質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目		
366	70	リスク分担表	1	制度関連リスク		税制度リスク	消費税率の変更による消費税及び地方消費税増額分は事業に直接関係する法令変更として大学の負担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.365参照)
367	67	リスク分担表	1	共通リスク		インターフェースリスク	インターフェースリスクについて、大学・民間の両者がリスクを分担することとなっておりますが、この責任の切り分けはどのようなこととなりますでしょうか？	(質問No.365参照)
368	71	リスク分担表	1	共通リスク		虚偽報告隠匿リスク	重大な虚偽報告もしくは情報の隠匿が発生するリスクは、事業者による報告または、情報の隠匿を指していると言う趣旨で理解してよろしいでしょうか。	(質問No.365参照)
369	72	リスク分担表	1	共通リスク		虚偽報告隠匿リスク	重大な虚偽報告もしくは情報の隠匿が発生するリスクは、事業者による報告または、情報の隠匿を指していると言う趣旨で理解してよろしいでしょうか。	(質問No.365参照)
370	7	リスク分担表	1	共通リスク		技術進歩リスク	技術進歩による医療や設備の内容変更により事業の中断遅延、費用の超過等について、基準の明確化をお願いしますでしょうか？線引きが不明瞭であると、コスト増に起因致します。	(質問No.365参照)
371	68	リスク分担表	1	共通リスク		技術進歩リスク	技術進歩リスクについて、2019年7月26日付「実施方針に関する質問回答書」No. 139の回答に記載の通り、「入札時点からの実際の稼働までの陽子線治療装置等の技術進歩が発生した場合には入札金額の範囲内で軽微な変更については事業者が対応する。」ということで間違いありませんでしょうか？	(質問No.365参照)
372	69	リスク分担表	2	施設整備・機器調達段階のリスク		施設瑕疵リスク(新設施設部分)	施設瑕疵リスク(新設施設部分)にて、「事業期間中に新陽子線棟[仮称]の瑕疵が見つかった場合のリスク」が民間負担とされていますが、事業契約書(案)の第39条第4項では無償保証期間は2年とされています。これは矛盾しているように見受けられ、意図をお示しいただけませんか？	(質問No.365参照)
373	73	リスク分担表	2	施設整備・機器調達段階のリスク		施設瑕疵リスク(改修施設部分)	「瑕疵担保期間を過ぎた事業者運営開始後の業務に起因した既存陽子線棟の瑕疵に関するリスク」との記載がありますが、既存棟の改修部分に関する瑕疵担保期間についてご教示ください。	(質問No.365参照)
374	70	リスク分担表	2	施設整備・機器調達段階のリスク		施設瑕疵リスク(改修施設部分)	施設瑕疵リスク(改修施設部分)について、「瑕疵担保期間」の定義とはどのようなものでしょうか？	(質問No.365参照)

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
375	26	リスク分担表	2	施設整備・機器調達段階のリスク			施設整備・機器調達段階のリスクの施設瑕疵リスク（改修施設部分）にある「瑕疵担保期間を過ぎた・・・」とは既存陽子線棟の本事業による改修前の瑕疵担保期間を指すのでしょうか。それとも本事業の改修についての契約不適合責任の期間を指すのでしょうか。	(質問No.365参照)	
376	8	リスク分担表	2	運営段階のリスク			患者数等の需要変動に伴うリスクは、民間側でのリスク負担は不可能と思料します。貴学負担に変更お願いできますでしょうか？	(質問No.365参照)	
377	71	リスク分担表	2	運営段階のリスク		新陽子線棟の施設・設備劣化リスク	新陽子線棟[仮称]の施設・設備劣化リスクに関して、以下2点を質問いたします。 ①「上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク」というのは具体的にはどのような事例を指しますでしょうか？ ②例えば、今回入札の基本条件として提示された診療形態とは別に大学側要望にて実施する作業（土日の治療、測定、実験など）に起因する劣化は大学の責に帰すべき事由によるものと解釈されるのでしょうか？	(質問No.365参照)	
378	74	リスク分担表	2	運営段階のリスク		既存陽子線棟の施設・設備劣化リスク	「上記以外の事由による施設設備の劣化に関するリスク」が民間となっておりますが、リスク分担範囲は、既存陽子線棟の改修業務範囲に限定されると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.365参照)	
379	75	リスク分担表	3	運営段階のリスク		既存陽子線棟の施設・設備損傷リスク	「上記以外の事由による施設・機器損傷に関するリスク」が民間となっておりますが、リスク分担範囲は、既存陽子線棟の改修業務範囲に限定されると理解してよろしいでしょうか。また、第三者による損傷も民間リスクに含まれるのでしょうか。	(質問No.365参照)	
380	72	リスク分担表	3	運営段階のリスク		機会損失リスク	機会損失リスクについて、装置不具合に伴い治療を休止せざるを得ない場合に事業者はその機会損失金額を補償しなくてはならないということでしょうか？または、補償の有無や方法は事業者の提案として評価されるものと考えてよろしいのでしょうか？	(質問No.365参照)	

連番	No	資料名	該当箇所				質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目		
381	76	リスク分担表	3	運営段階のリスク		維持管理コスト リスク	「上記以外の事由による維持管理費の増大に関するリスク」が民間となっておりますが、リスク分担範囲は、本事業における業務範囲内に限定されると理解してよろしいでしょうか。また、第三者による損傷も民間リスクに含まれるのでしょうか。	(質問No.365参照)
382	73	リスク分担表	3	契約終了		移管手続きリスク	移管手続きリスクについて、「事業契約満了時の移管手続、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続に関する費用」とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか？	事業契約終了時に事業者側にかかる費用全てを指します。
383	77	リスク分担表	3	注2			「不可抗力により、事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害若しくは増加費用については事業者が負担するものとする。」の説明していただけますでしょうか	(質問No.365参照)
384	78	リスク分担表	4	注7			事業契約書(案)別紙9 2.2.(1)と同様に、「陽子線施設における患者及び疾病動向の大幅な変化等諸般の事情」については大学側リスクに当たり、事業者として受け入れ難いため、削除していただけますでしょうか。	(質問No.365参照)
385	74	リスク分担表	4	注7			注7に記載の「サービスの単価が単価契約的な形で支払われる業務」とはどのような業務を指しますでしょうか？	(質問No.365参照)